

洞爺湖町議会令和2年3月会議

議事日程（第1号）

令和2年3月5日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第8号 総務常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 報告第9号 経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 6 令和2年度 町政執行方針について
令和2年度 教育行政執行方針について
日程第 7 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第7まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	越前谷 邦夫 君	2番	大久保 富士子 君
3番	篠原 功 君	4番	大屋 治 君
5番	立野 広志 君	6番	五十嵐 篤雄 君
7番	千葉 薫 君	8番	今野 幸子 君
9番	下道 英明 君	10番	石川 邦子 君
11番	板垣 正人 君	12番	大西 智 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真屋 敏春 君	副町長	遠藤 秀男 君
総務部長	佐々木 清志 君	経済部長	八反田 稔 君
経済部 参 与	鈴木 清隆 君	経済部 参 与	武川 正人 君

洞爺総合支所長	毛	利	敏	夫	君	企画防災課長	高	橋	秀	明	君
税務財政課長	佐	野	大	次	君	住民課長	佐	藤		融	君
健康福祉課長	高	橋	憲	史	君	健康福祉センター長	原		信	也	君
火山科学館長	杉	上	繁	雄	君	産業振興課長	田	所	昭	博	君
環境課長	若	木		涉	君	上下水道課長	篠	原	哲	也	君
庶務課長	見	付	敬	蔵	君	農業振興課長	片	岸	昭	弘	君
洞爺湖温泉支所長	山	崎	貞	博	君	会計管理者	佐	藤	孝	之	君
教育長	皆	見		亨	君	教育次長	天	野	英	樹	君
代表監査委員	山	口	芳	行	君						

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤	久	志	書記	中	川	翔	太
庶務係	阿	部	は	る	か				

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会令和2年3月会議を開会します。

現在の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、3番、篠原議員、4番、大屋議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承をお願いします。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告をお願いします。

千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 薫君） おはようございます。

マスクのままご報告させていただきます。

所管事務調査報告書。

令和2年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、千葉薫。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、洞爺湖町議会令和2年3月会議の運営について。

2、調査日、令和2年2月27日木曜日、3月4日水曜日でございます。

3、出席委員でございます。私のほか、下道副委員長、越前谷委員、立野委員、五十嵐委員。

4、委員外といたしまして、大西議長、板垣副議長に出席をいただいております。

5、説明員、遠藤副町長でございます。

6、結果でございます。洞爺湖町議会の会期等に関する条例第2条第1項に基づく洞爺湖町議会令和2年3月会議について本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、3月5日から3月17日まで。

審議日程については、裏面のとおり、本会議でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、さまざまなイベントや事業などが中止、延期、自粛となっている現況を踏まえ、次のことを決定いたしました。

議場内では、議員、職員の全員がマスクを着用することとし、入室前に手のアルコール消毒を行うこととする。

議会の傍聴は、行わないこととする。

行政報告、常任委員会の所管事務調査報告については、朗読を省略することとする。

一般質問については、質問及び回答を簡潔に行うことなどし、時間の短縮を図ることとする。

意見書案については、質疑を省略することとする。これにつきましては、町民の皆様、また傍聴を希望されている方々、町理事者、職員の方々、そして議員各位にはご理解とご協力をお願い申し上げて、ご報告といたします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から17日までといたします。また、先ほど千葉委員長のほうから報告あったとおり、議員各位また町側もしっかりと今回の対策に向けた取り組みとして、私、議長のほうからも改めてお願いを申し上げまして、議会運営に対するご協力をお願い申し上げたいと思います。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

◎報告第8号

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第8号総務常任委員会所管事務調査の報告でございます。

総務常任委員会からの報告については、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

◎報告第9号

○議長（大西 智君） 日程第5、報告第9号経済常任委員会所管事務調査報告でございます。

経済常任委員会からの報告についても、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

◎令和2度町政執行方針並びに教育行政執行方針

○議長（大西 智君） 日程第6、令和2年度町政執行方針について並びに教育行政執行方針についてを議題といたします。

まず、令和2年度町政執行方針の説明を求めます。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 令和2年度洞爺湖町の町政執行方針について朗読をさせていただきます。

初めに、洞爺湖町議会令和2年3月議会にあたり、町政に対する所信の一端と令和2年度予算における主要な施策についてご説明申し上げ、議員各位をはじめ、町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町長として町政を担わせていただいてから9年が経過し、町政3期目も折り返しの年となります。これまでの町政運営に当たっては、財政健全化を最優先課題としながらも、観光と農業・漁業を柱に、福祉・子育て支援を含め、さまざまな施策を通して、町民の皆様が安心と希望を持って暮らせることのできる活力あるまちづくりに全力で取り組んでまいりました。

当町を取り巻く状況は、国内経済の雇用・所得環境の改善等により、穏やかに回復基調が続く中、基幹産業である観光業を中心に新たな雇用創出につながる企業進出や町のにぎわいにつながる出店等の明るい動きもありますが、町内企業の多くは人手不足の課題を抱え、さらには、就業者の高齢化や若い世代の流出により、労働環境への影響も懸念されています。洞爺湖町は、人口減少と少子高齢化の課題に直面しており、人口減少の抑制に向けては、依然として厳しい状況が続いています。

一方で、転出超過が減少するなど、好材料もあることから、引き続き「まちづくり総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、定住施策の充実と交流人口の拡大、3地域の特性にあった振興策の充実等、この地に暮らす人たちが「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めてまいります。

2020年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることに伴い、聖火リレーのルートとして当町が選定されました。国内外に洞爺湖町の魅力を発信できる機会として町民の皆様とともに盛り上げていきたいと考えております。

また、胆振管内においては、4月に民族共生象徴空間「ウポポイ」がオープンします。当町もアイヌの人々との歴史的にもかかわりが深いことから、アイヌ施策推進法に基づく交付金制度を活用して、アイヌ政策を総合的に推進するとともに、地域の活性化を図ってまいります。

さらに、ユネスコ世界ジオパークに認定されている「洞爺湖有珠山ジオパーク」とともに、世界遺産登録に向けて取り組みを進めている入江・高砂貝塚を含む「北海道北東北縄文遺跡群」は、我が町のすばらしい資産です。適切な保全と活用を行い、世界の洞爺湖として世界水準の観光地の形成に向け、各産業団体との連携を図ってまいります。

これまでの町政運営において、健全財政に向け、限られた財源の中で優先度等を見極めながら、将来に必要な取り組みを進めてまいりましたが、社会保障関係費や公共施設の老朽化

対策費等の増加に加えて、合併に伴う特例措置の終了により地方交付税の縮減が見込まれています。人口規模に見合った持続可能な行政運営と健全な財政運営に努めるとともに、将来に向けた効果的な施策の展開を推し進めてまいります。

それでは、令和2年度予算について申し上げます。

令和2年度の一般会計予算は、昨年度と同様に経常経費をできるだけ抑えながら、子育て支援、教育環境整備の充実、生活基盤の整備、老朽化した公共施設の修繕、移住・定住の促進、地域のにぎわい創出も含めた各産業の振興を重点施策とし、総額として前年度に比べ5億4,164万円増の76億108万円となっております。後年度の財政負担を軽減させるため、繰入金として合併地域振興基金、公共施設等整備基金を活用し、歳入不足分について財政調整基金を取り崩して補てんしております。財源の根幹である町税は、令和元年度の収入状況から減額を見込み、地方交付税も合併優遇措置の段階的解消として最終年度となることから減額を見込んでおります。町債は、普通建設事業等の増加に伴い、前年度より増額となっております。

歳出では、継続事業の高砂貝塚保存整備及び虻田地区道路等環境整備事業を計上し、新規事業として洞爺湖温泉地区町道整備、洞爺駅エレベーター整備、森林博物館整備、アイヌ民族共生拠点施設整備、道の駅とうや湖駐車場整備等々、予算を計上しております。

公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計への繰出金は減少していますが、他の特別会計への繰出金、公債費は増加となり、人件費は退職者の増から減額となっていますが、会計年度任用職員制度の導入による増額分について見込んでおります。

特別会計では、国民健康保険特別会計が事業費納付金、介護保険料特別会計が保険給付費、公共下水道事業特別会計が終末処理場設備工事委託や長寿命化に伴う管路更新工事、簡易水道事業特別会計が水道管の付設工事、後期高齢者医療特別会計では広域連合納付金の伸びから、それぞれ前年度より増となりました。

各会計の予算総額は、以下のとおりとなっております。

一般会計でございますが76億108万円、前年度比7.7%の増。国民健康保険特別会計は14億3,547万円、前年度比0.6%の増。公共下水道事業特別会計は8億1,829万円で、前年度比19.6%の増。介護保険特別会計では11億418万円で、前年度比2.8%の増。簡易水道事業特別会計では2億2,145万円で、前年度比137.5%の増。後期高齢者医療特別会計は1億7,246万円で、前年度比6.8%の増。水道事業会計は収益的収支が2億7,020万円で、前年度比3.8%の減。資本的収支では1億4,915万円で、前年度比5.6%の増となっております。

次に、令和2年度予算の主な施策と取り組みをまちづくり総合計画の施策体系に基づき、ご説明申し上げます。

まず、定住を促す住みよい環境のまちづくりであります。

安全で安心に暮らせる生活基盤の整備をはじめ、災害時において迅速に対応できる防災体制の強化を図り、あらゆる自然災害等に備えるため、国土強靱化基本法に基づく「有珠山周辺地域強靱化計画」により、災害に強いまちづくりの構築を推進してまいります。

道路・交通網については、安全で安心な道路整備を維持するため、町道の整備として洞爺地区・虻田地区道路等環境整備事業を継続し、洞爺湖温泉大通り歩道改良事業や高台1号線歩道新設事業等、洞爺湖町通学路等安全推進会議での検討を踏まえ、計画的な整備を進めてまいります。

また、国の社会資本整備におきましては、国土強靱化に基づき実施する取り組みが優先的に採択されるため、当町においても強靱化計画策定のもと、安全性や利便性等の向上につながる国道・道道の整備要望を引き続き行ってまいります。

地域交通については、高齢化による公共交通の需要が高まっていることから、町民の皆様のご意見やご協力を得ながらニーズ調査を行ってまいります。

また、老朽化している虻田地区のコミュニティバスについて、新たな車両に更新し、ルートの見直し等も含め検討してまいります。

消防・防災体制については、2000年有珠山噴火から20年が経過し、防災体制の万全な準備が必要であることから、自助・共助・公助が一体となった地域防災力の強化を図るため、防災訓練の実施や自主防災組織の設立を促進し、町民の自助・共助の取り組みを支援してまいります。また、「洞爺湖町防災備蓄計画」に基づいた防災備蓄を進めるなど、避難所の体制を充実させてまいります。

水道・簡易水道事業については、安全で良質な水の安定供給を図るため、洞爺湖温泉大通り線の配水管の新設工事や高砂地区の配水管の布設替工事等を実施してまいります。

また、下水道事業については、公有水域の水質保全と生活環境の保持を図るため、虻田下水終末処理場等の改築更新事業を継続して実施し、施設の長寿命化に努めてまいります。

両事業とも効率的な管理と収納率の向上に努め、経営の健全化を図ってまいります。

環境衛生については、西いぶり広域連合において、既存の廃棄物処理施設の老朽化対策を進めるほか、新中間処理施設整備、運営事業者の選定を行い、新施設の早期稼働を目指してまいります。

また、町民の皆様や事業者への啓発活動を通じ、ごみの分別排出の徹底による適正処理の推進に加え、リサイクル活動の継続実施により、ごみの減量化に努めてまいります。さらに不法投棄の監視活動や河川・海岸等における水質及び臭気測定等により、自然環境の維持保全に努めてまいります。

火葬場の整備については、西胆振行政事務組合において共同整備を進めております。虻田火葬場については、長寿命化を図りながら、施設の適正管理に努めてまいります。

昨年、町内においては、交通死亡事故の発生はありませんでした。今後とも、交通安全町民運動推進委員会を中心に、伊達警察署等の関係団体と連携協力し、交通安全運動を推進してまいります。全国的に高齢者の運転による交通事故が多発していることから、伊達地区交通安全協会と西胆振1市3町が共同して実施している運転免許証自主返納支援事業を引き続き実施してまいります。

防犯対策については、関係機関の協力を得ながら、虻田地区・洞爺地区の各団体と連携し、

地域子どもたちや高齢者の安全と安心を守る防犯活動を推進してまいります。

また、高齢者宅への訪問による悪質な勧誘や架空請求、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害を未然に防止するため、洞爺湖町消費者被害防止ネットワーク、地元金融機関と連携し、町民への適切な情報提供を行い、消費者保護に努めてまいります。

定住・移住対策については、雇用や住宅対策、各種生活支援や教育環境及び子育て支援等関連する情報を一体的に提供してまいります。また、首都圏での移住フェア等への積極的な参加によるPR活動や地域おこし協力隊等の協力を得ながら、洞爺湖町の魅力等の情報発信に努めてまいります。

雇用情勢については、少子高齢化や若者の都市部への流出により働き手の数が減少し、労働力不足が生じていることから、引き続き町のホームページ等による情報発信、ハローワークや商工会と連携した情報提供を行ってまいります。

また、定住・移住の基礎となる住宅環境の整備については、「洞爺湖町住生活基本計画」に基づき、福祉・まちづくり・環境等の関連分野と連携した町内全体の総合的な住宅政策を進めてまいります。町営住宅については、「洞爺湖町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、事業を実施してまいります。就業者の定住対策として、洞爺湖温泉地区の既存の町有住宅2棟8戸を改修いたします。

次に、誇れる地域特性を生かしたまちづくりであります。

本年2月にユネスコが発表した洞爺湖有珠山ジオパークの世界ジオパークの認定は、地域が一体となって取り組んできた各分野での活動が高く評価されたものと考えております。今後とも、すぐれた資源を活用した減災活動の普及、環境教育の充実及び世界ジオパークとの国際交流等、地域活性化の関連事業を含め、1市3町連携のもと積極的に推進してまいります。

また、本年は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、審査機関である国連教育科学文化機関「イコモス」の現地審査が予定されております。高砂貝塚については、整備期間の最終年度として、貝塚館改修等、周辺の環境整備を含めた整備を進め、縄文文化という世界史上希有な先史時代の文化を、町内外へ広く発信し、世界遺産登録に向けて全力で取り組んでまいります。洞爺湖の美しい景観と歴史的に貴重な資源を後世に引き継ぐため、「洞爺湖町景観計画」を策定し、景観美化の促進に努めてまいります。

観光振興については、外交上の問題に伴う韓国人観光客の激減や、本年に入ってから、新型コロナウイルスの感染拡大により、中国人観光客を中心に宿泊キャンセルが続くなど、旅館・ホテルを中心にその影響が懸念されます。

一方で4月に白老町の民族共生象徴空間「ウポポイ」が開業します。7月には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、マラソン、競歩、サッカーは札幌で行われるという明るい話題もあります。国内外から北海道、胆振に多くの方々が訪れることから、洞爺湖観光への誘客のチャンスでもあります。

花と緑にあふれた美しい町並みや、スポーツイベント、TOYAKOマンガ・アニメフェ

スタ等、さまざまな事業により洞爺湖の魅力を高めるほか、洞爺湖有珠山ジオパーク、北海道北東北縄文遺跡群の貴重な自然、歴史、遺産の魅力を発信するなど、行政と関係機関の連携を強化し、誘客PRを実施してまいります。

観光インフラの整備としては、老朽化した洞爺湖森林博物館を新たに建設いたします。洞爺湖の動植物を紹介するほか、火山活動によって作り出された洞爺湖周辺の地形や、洞爺湖の成り立ちを学ぶコーナーを設けるなど、観光客の皆様楽しんでいただける施設を目指してまいります。また、観光客の安全対策として、引き続き、民間大規模建築物の耐震改修工事に対して支援をしてまいります。

洞爺湖町の玄関口であるJR洞爺駅を利用する観光客及び地域住民の安全性と利便性の向上を目的としたホーム内のエレベーター整備については、JR北海道や関係機関と協議を重ねてまいりましたが、本年度から工事に着手いたします。併せて、洞爺駅周辺の賑わいと町並みづくりを進めてまいります。洞爺地区においては、拠点施設である洞爺水の駅の入り口に風除室を設置し、冬期間の利用者や観光客の利便性の向上を図ってまいります。また、洞爺いこいの家周辺の町有地の活用については、引き続き町民の皆さまや議員各位への情報提供を行い、皆様のご意見を踏まえながら協議を進めてまいります。洞爺湖美術館については、昨年度、過去最高の来館者数となりました。本年度も特別展や所蔵展に加え、好評であったワークショップを実施し、芸術文化の情報発信と振興に努めてまいります。

次に、競争力のある地域に根ざした元気産業のまちづくりであります。

農業振興については、本年1月に発効した日米貿易協定等により、その影響が長期に及ぶことが考えられ、他産地や海外農産物との差別化を図るため、土づくりに重要な土壌分析を引き続き実施し、安全で安心なクリーン農業を推進してまいります。

洞爺地区の財田米は、全国規模のコンテストで全国の名産地と肩を並べることが証明されました。これからも、地域の財産として維持向上をさせるための幹線用水の整備を実施してまいります。

また、農業・農村の多目的機能の維持を図るための地域共同活動を支援するとともに、有害鳥獣による農作物への被害低減に向け、ドローンを活用した捕獲事業や捕獲技術の普及に努め、捕獲と防護を一体的に取り組むための電気防止柵の導入を検討してまいります。高品質で安定的な農産物の生産に欠かすことのできない用水の安定供給について、国営畑地かんがい排水事業の大原二期地区及び道営土地改良事業の早期着手に向けて関係機関と連携を図り、引き続き、国等への要望活動を行ってまいります。

林業については、未来につなぐ森づくり推進事業の実施により、引き続き民有林の整備について支援するとともに、町有林の整備を行ってまいります。また、昨年度施行されました森林環境贈与税を有効に活用し、適切な森林の整備や人材育成、木材利用の促進につながる取り組みを計画的に進めてまいります。

当町の基幹漁業であるホタテ貝養殖業は、依然としてザラボヤ等の雑物が大量に付着し、処理費用の負担が漁業経営の悪化につながっています。また、近年の稚貝の大量へい死によ

り、水揚げが大きく減少しております。引き続き、雑物処理費用への支援を行うとともに、大量へい死の原因究明のための環境調査等について、関係自治体及び漁協とともに、国や北海道に対し要望を行ってまいります。また、近年の漁船の大型化に伴い、メンテナンスや修繕に必要な漁船上架設備の整備について支援を行ってまいります。

虻田漁港については、岸壁や道路等の老朽化が進んでおり、安全確保のため、北海道に対し維持補修の要望を引き続き行ってまいります。

内水面漁業の振興については、洞爺湖漁業協同組合が取り組んでいるワカサギのふ化事業に対し、支援を行ってまいります。

商工業については、人口減少による購買力の低下やインターネット販売等の普及に伴い、厳しい状況であり、地域経済の活性化を図るため、引き続き住宅リフォーム支援事業等を実施するとともに、町内の中小企業の経営安定化を図るため、商工会への支援を行ってまいります。

また、産業競争強化法に基づく「洞爺湖町創業支援計画」のもと、洞爺湖町商工会、地域金融機関と連携し、新たな創業者に対する持続的な支援を行い、町内経済の活性化を推進してまいります。

次に、心豊かに子供を育むまちづくりについてであります。

子育て支援につきましては、令和2年度からの5カ年の「第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」のもと、未来を創る子どもたちが自分の将来に夢と希望を持って成長していけるよう、保護者や地域の皆さまと一体となって支えていく取り組みを推進してまいります。

安心して出産するための環境づくりとして、妊娠から出産・産後まで医療機関等と連携しながら、相談や支援を行ってまいります。また、妊婦健診や不妊治療費、未熟児等、養育医療費等への助成を継続し、出産した産婦の健康診査への助成により、経済的負担の軽減を図ってまいります。

母子への支援については、乳幼児の健康管理と親の育児支援のため、家庭訪問や乳幼児健診による相談支援を行います。地域交流センター内の子育てサロンを開放し、小さい子供でも遊べる場所の提供により、母子の交流、親子の交流を促進するほか、乳幼児を養育する家庭に対し、子育て応援ごみ袋支給事業を継続してまいります。

また、子どもの頃から、食への関心を持ってもらうため、保育所及び学童保育において、食育教室や料理教室を開催し、食育活動を推進してまいります。洞爺湖町の将来を担う子ども達が、健康で健やかに成長するための一助として、乳幼児等医療助成事業を継続するほか、新生児対象の聴覚検査を実施してまいります。

また、中学生までのインフルエンザ予防接種費用の無料化や子どもたちの将来にわたる胃がんの発生を予防するための、中学2年生を対象としたピロリ菌検査についても、引き続き実施してまいります。

次に、やさしさあふれる健康福祉のまちづくりであります。

急激に進む高齢化社会において、町民の皆さまが心身ともに健やかで活力ある生活を送る

ための健康づくりや医療、保健、福祉、介護、住民が連携したサポート体制の構築を推進してまいります。町内には、病院、診療所が6か所、歯科は病院1か所、歯科診療所が4か所あり、それぞれ地域医療を担っていただいております。国は、公的医療機関の再編、統合を推し進めようとしていますが、医療関係の統合、再編は、地域の衰退へとつながることにもなり、公的医療機関と情報の共有や連携を図りながら地域医療を確保してまいります。また、救急医療体制については、西胆振は一次、二次救急医療体制や小児救急、未熟児に対する周産期医療体制が確立されており、広域連携による支援を継続し、町内の一次救急医療体制を維持していくための支援を継続してまいります。

成人保健については、基本健診、がん検診及び脳ドック等の積極的な受診勧奨による受診率の向上に努め、新しい検査の導入や自己採取による検査を実施し、早期発見・早期治療に結びつけてまいります。また、受診結果の活用により、生活習慣病の予防・改善のための支援や、健康教室・健康相談を通じた疾病の予防及び重傷化予防に努めてまいります。

保健・医療における予防対策として、感染症の拡大防止を図るため、対象者への予防接種を勧めるとともに、高齢者に対するインフルエンザワクチン接種費用の助成について、引き続き実施してまいります。また、近年、口腔ケアの重要性が高まっており、後期高齢者の歯科健診や成人の歯周疾患検診を継続し、適切な治療へとつなげてまいります。

国民健康保険事業は、北海道が財政運営の責任主体として市長村との共同運営となり3年目を迎えます。これからも、北海道と連携協力し、国民皆保険制度の中核であります国民健康保険の安定運営に努めてまいります。また、今年度も、特定健康診査等未受診者対策事業を実施し、特定健診の受診率向上を目指すとともに、保健事業や生活習慣病対策の実施、レセプト点検の徹底やジェネリック医療品の利用促進等、医療費の適正化に取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業は、北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、安定的な運営を推進するとともに、高齢者の健康管理に重要な健康診査について、一人でも多くの方が受診されるよう健診の有効性について周知をしてまいります。

地域食堂は、開設から2年が経過し定着しつつあります。引き続き、地域住民の交流の場としての居場所づくりに努めてまいります。

このたび、創設されたアイヌ政策推進交付金制度を活用し、共生拠点施設の整備を進めてまいります。この施設は、アイヌ民族慰霊祭が行える会場として集会所の機能を有しており、また、アイヌ民族との共生社会に尽力された名誉町民の白井柳治郎の活動内容を展示し、アイヌの方々と地域の方々がお互いを理解尊重し、ともにアイヌ文化を伝承していくための交流の場として活用してまいります。

高齢者福祉については、高齢化が急速に進む中、日常生活の支援が必要な一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、さらには認知症の高齢者も年々増加しております。高齢者が、安心して住み慣れた地域で自立した日常生活が送られるよう、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、この計画に基づく各種施策について、関係機関と連携し、実施してまい

ります。

地域包括支援センターを中心として、医療、保健、福祉、介護の連携により、地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、要支援者や一般高齢者への介護予防を実施してまいります。また、生活支援コーディネーターを配置し、地域課題に適した多様なサービス体制の整備について検討を行い、認知症予防運動等を取り入れた地域でのサロン活動への支援を行ってまいります。

障がい者福祉として、「第6期洞爺湖町障がい者（児）福祉計画」を策定し、町内の社会福祉法人や障がい児発達支援事業所と連携のうえ、すべての障がいのある人が安心して暮らせるよう福祉の推進に努めてまいります。また、手話奉仕員の養成講座につきましても、引き続き実施し、さらなる技能向上を図るとともに、小学校での手話の学習会も引き続き実施してまいります。

最後に、人が輝き賑わいを生み出すまちづくりについてであります。

少子高齢化と人口減少が加速している中、町民の皆さま一人ひとりのつながりが非常に重要で、そのつながりが安全で安心な日常生活に結びつくと考えております。地域コミュニティ活動に対する取り組みを後押しするとともに、国際交流や姉妹都市・友好都市との交流事業も深めてまいります。

地域コミュニティにおいては、多くの住民に地域活動へ参加していただくため、洞爺湖町自治会連合会や地域の皆さまと連携し、地域担当職員の活用を図りながら、町内各自治会のコミュニティ活動を引き続き支援してまいります。

元気な高齢者が、健康を維持しながらますます活躍されますよう、洞爺湖町社会福祉協議会が実施している有償ボランティア事業や、ボランティアポイント事業等の普及に努め、高齢者事業団や地域サロンの開催等にも支援をしてまいります。

また、英国ボランティア青年受入事業は、洞爺国際交流協会の設立とともに30周年を迎えることから、協会が取り組む記念事業に対し支援をしてまいります。

ふるさと納税の拡充や、SNS等を通じた洞爺湖町を応援する「ふるさと洞爺湖町応援団」制度等を活用し、全国各地に関係人口の拡大を図ってまいります。

以上、令和2年度の町政執行に臨む、私の基本的な所信を申し上げます。昨年は、令和の時代が幕を開けましたが、全国各地でさまざまな自然災害があり、今後においても気候変動の影響により激甚化する自然災害が懸念されております。

当町においても、有珠山という周期的に噴火を繰り返す山があります。災害により致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った安全で安心なまちづくりの構築を推進してまいります。

また、人口減少社会の到来は、町内だけでなく、行政組織においても影響が出ており、今後も洞爺湖町として生き残っていくためには、限られた人材と限られた財源であることを今まで以上にしっかりと受け止め、行政運営、まちづくりも身軽になる必要があると感じております。その上で、町民の皆さまとともに、今あるものをこれまでと同じように維持してい

くとの考えを改め、何をどのように残していくべきか、そのためには何をすべきかを真剣に考え、行動に移しながら、課題解決に取り組んでいく所存であります。

最後になりますが、町民の誰もがこの町に住んでよかったと思える安全で安心なまちづくりを、町民の皆さま、議員各位とともに築いてまいりたいと決意しておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、私の町政執行方針とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ここで、休憩いたします。

再開を11時5分といたします。

（午前10時53分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前11時05分）

○議長（大西 智君） 続いて、教育行政執行方針の説明を求めます。

皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 教育行政執行方針を申し上げます。

令和2年度の教育委員会所管の主要な方針について申し上げます。

時代は、「平成」から「令和」へと進み、更なる人口減少や少子・高齢化の進行、地域社会における繋がりや支えあいの希薄化、さらにはグローバル化や人口知能などの急速な進展など、社会が大きく変化していく中で、町民一人ひとりが主体的に社会に関わり、活力ある地域社会を作り出していくことが求められています。

そのためには、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、ともに支え合う、たくましい人材の育成が重要であると考えます。無限の可能性を秘めた子どもたちが、心豊かにたくましく成長し、すべての町民が健やかで充実した生活を送ることができるよう、生涯学習の推進に向けて、中長期的な展望に立った指針としての「洞爺湖町教育目標と教育ビジョン」に基づき、各種教育活動の充実に努めます。

以下、主な方針を申しあげます。

第1は、幼児期の保育及び教育の推進であります。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の始まりとして重要な時期であり、「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」を尊重し、幼児教育を推進します。

子どもたちが、集団の中で遊びや生活を通して、生きる基礎を培うことができるような保育を進めるとともに、幼保間の連携や小学校へのスムーズな引き継ぎを重視した環境づくりに努めます。

本町保育所と入江保育所の統合に向けて、基本設計業務を実施します。また、一時預かり保育事業については、継続して実施します。

昨年10月からは、国の方針により保育所及び私立幼稚園並びに認可外保育施設などの幼児教育の無償化等が実施されました。無償化の対象とならない児童の保護者に対しては、利用

者負担額（保育料）や副食費を現行の2分の1とする軽減対策を引き続き実施します。

第2は、学校教育の推進であります。

「確かな学力」、「健やかな身体」、「豊かな人間性」のバランスよい向上を図り、社会で生きていくための力の育成を基本姿勢とすることは、これまでと同様であります。

学校が地域の核となり、地域全体で子どもたちを支える仕組みであるコミュニティスクール（学校運営協議会）の活動を推進し、地域とともにある学校づくりに努めます。

新学習指導要領は、小学校が本年度から全面実施され、外国語やプログラミング教育が新たに導入されます。学校と連携を取り合って、効果的でスムーズな授業づくりを進めます。

また、中学校は令和3年度から全面実施されることから、確実な準備を進めます。

小・中連携教育については、乗り入れ授業を引き続き実施するとともに、一貫教育制度についての調査研究を進めます。

I C T環境の整備については、国の有効な補助制度等の活用により整備を進めます。

教育指導専門員、学習支援員、外国語指導助手などを引き続き配置するとともに、外国から転入する児童生徒への支援員の配置など、学校運営や授業の充実を支援します。

学力向上については、洞爺湖町教育改善推進事業による取り組みや、町単独の学力検査、中学生対象の各種検定料助成を実施し、さらには、全国学力・学習状況調査から分析された課題を見据えた授業改善等の取り組みを通し、確かな学力の定着を図ります。

特別支援教育については、支援員や介護員を継続配置します。幼児期から使用できる個別支援ファイルの活用を浸透させ、「指導計画」、「教育支援計画」の充実に引き続き努めます。インクルーシブ教育の主旨を尊重した教育体制について理解を深めます。

ふるさとへの愛着と誇りを持つための「ふるさと教育」を推進し、特に環境教育、防災教育については重要なテーマとして、火山マイスターなど専門家や関係機関の協力を得ながら、避難所体験学習会、一日防災学校、噴火遺構の学習などを体系的に行います。また、北海道教育委員会が作成した「緊急対応業務内容チェックリスト」を活用しながら、各学校の災害対応管理を強化します。

道徳教育については、発達段階に応じた基本的な規範意識や公正な判断力、自らを律しつつ粘り強くたくましく生きる力、かけがえのない自他の生命を尊重する心など、豊かな心の育成に努めます。

いじめ、問題行動、不登校等については、学校、家庭、地域及び関係機関の連携により適切な対応に努めます。特に、いじめについては、「洞爺湖町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止及び早期対応に取り組みます。また、不登校児童生徒については、教育指導専門員や学校、スクールカウンセラーなどの関係者が連携して柔軟な取り組みを進めます。

体力の向上に向けては、各学校の取り組みを支援します。

健康を守る取り組みとしては、むし歯予防のためのフッ素物洗口事業を継続して実施します。

通学路については、地域の方々や関係機関などで構成する洞爺湖町通学路等安全推進会議

において検討し、安全確保に努めます。また、交通安全教室などを通して、子供の安全対応能力を高めるとともに、防犯協会などの協力をいただき、地域で子供たちを守り育てる体制づくりに努めます。

洞爺地区等高校生通学費等助成事業につきましては、継続実施するとともに、制度の在り方の検討を進めます。

虻田高等学校は、地域連携特例校となり、再編基準の緩和とともに、地域との連携が求められています。虻高未来づくり推進委員会からの「虻田高等学校の未来づくりに関する提言」を踏まえ、具体的な支援を継続実施するとともに、魅力ある学校づくりのためのフォローアップ活動に取り組みます。

学校施設等については、施設などの破損、修繕状況等を確認しながら、順次改善を図るとともに、施設長寿命化計画に沿い、年次的な改修を進めます。なお、老朽化が進む虻田中学校施設に関し、今後の方向性について関係機関や北海道教育委員会等と協議を進めます。

多忙を極める教員の働き方改革については、時間外勤務の縮減に向けた取り組みを着実に進めます。併せて、中学校の部活動についても、「洞爺湖町立学校に係る部活動方針」に基づき、取り組みます。

中学生による姉妹都市箱根町との親善交流は、継続して実施し、「洞爺湖子ども芸術文化フェスティバル」についても、全校児童生徒参加の開催とし、引き続き学校間、世代間交流の充実を支援します。

町育英資金貸付及び給付事業については、継続して実施し、進学・就学の支援を行うとともに、基金の更なる活用方法について検討します。

学校給食については、一層の安全安心な給食提供に努めます。給食を通して、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の育成とともに、地域の特色を活かした魅力ある給食の提供を図ります。併せて、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図ります。また、衛生管理や施設管理を適正に行うとともに、老朽化が進む虻田給食センターの状況を踏まえ、今後の方向性について検討を進めます。

第3は、社会教育の推進であります。

「第3次洞爺湖町社会教育中期計画」に基づき、家庭・学校・地域がより一層連携し、町民一人ひとりが生涯にわたって心豊かに学び続けることができるよう、当町の教育資源を活用した学習や文化・スポーツ活動など地域の皆さんとともに推進します。

乳幼児教育については、親子のふれあいや望ましい生活習慣の定着を推進する「子育てメソッド形成事業」や、7カ月健診時に絵本を提供する「ブックスタート事業」を引き続き実施し、家庭教育に関する情報提供や母親同士の仲間づくりの機会を提供する「子育てセミナー」についても支援します。

少年教育については、「洞爺湖GENKIDS」などの体験活動や異年齢間の交流を促し、ジュニアリーダー研修によるリーダー養成に努めます。また、情報通信技術の進展に伴い、他者との関係づくりに課題が生じている現状を踏まえ、電子機器を使用しないボードゲーム

を奨励し、各種事業での活用や拠点づくりを通してコミュニケーション能力の向上を図ります。

三豊市との交流事業「ふるさと・ふれあい・フレンドリーツアー事業」については、交流実施時期の調整を図るとともに、内容充実に努め、引き続き両市町の友好関係を一層深めるよう取り組みます。

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、子どもたちが楽しく、安心・安全に過ごせる環境の維持に努めます。

学校支援地域本部事業については、各小中学校のコミュニティスクールと連携しながら、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えます。

地域未来塾事業については、小中学生を対象に放課後の学習機会を提供し、基礎学力の向上や学習の習慣化、高校入試における受験対策として、引き続き学校、地域と連携して一層の充実を図ります。

青年・成人教育については、まちづくりのための人材育成を目的として、自主的、主体的に行う研修などの支援に努めます。また、地域活動への参加や幅広い学習機会の提供を行い、交流の促進を図ります。

女性教育については、地域における女性団体活動の促進や、リーダーの養成に繋がるよう支援します。

男女共同参画事業については、男女がともに学べる機会としての「きずな学級」を通して、男女共同参画に対する意識の普及と充実を図り、情報提供や啓発に努めます。また、女性リーダー養成研修は、引き続き派遣を継続し、学んだ学習成果を地域に還元していく機会の提供に努めます。

洞爺国際交流協会との連携で実施している「虻田地区英会話教室」については、引き続き語学学習機会の提供を行います。

高齢者教育については、「いきいき学園」などを中心に、学習意欲の高揚や知識の習得を図りながら、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりに努めます。また、高齢者の持つ豊かな知識や経験、能力を地域で生かせるよう支援するとともに、少年事業との異世代交流を進めます。

芸術文化の振興については、町内文化団体等との連携を図り、子供から大人まで芸術文化に親しむ機会や優れた舞台芸術に触れる機会、各種サークルなどが日頃の活動成果を発表する機会の提供にそれぞれ努めます。

高砂貝塚の保存整備事業については、6カ年計画の最終年度を迎え、本年度は木道や解説板の整備をはじめ、体験学習等を目的とした入江・高砂貝塚館の増改築並びに展示改修、その他周辺環境の整備など令和3年度の供用開始に向けて取り組みます。なお、入江・高砂貝塚館の改修に伴い、本年度は施設を閉館とします。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」のユネスコ世界文化遺産登録については、国内推薦の決定を受け、登録に向けて審査機関である国際記念物遺跡会議（イコモス）の審査に全力を上

げて取り組みます。また、遺跡の現地説明会や縄文関係団体との連携、縄文ボランティアガイドの育成の他、縄文文化を町内外へ広く発信し、貴重な遺跡への理解を深めていただくよう努めます。

虻田郷土資料館並びに洞爺郷土資料室については、地域ごとに特色ある収蔵に努め、定期的な展示替えや企画展等を催し、地域の歴史に対する知識と理解を広げるため、適切な保存と展示に努めます。

町内の指定文化財についても、地域の大切な資源ととらえ、適切な保存と活用を図ります。また、貴重な郷土芸能の保存・伝承のため町内3地区の獅子舞保存会の活動を支援し、地域に根ざした文化の継承に努めます。

読書活動については、子供から大人まで自主的な読書活動を促すため、図書検索システムの活用促進を図り、図書施設の利用促進に努めます。また、関係団体の協力を得ながら実施している「読書感想画・読書紹介文事業」は、小中学校との連携の下、読書活動の一層の推進を図ります。

スポーツ活動の推進については、オリンピックイヤーに伴い、スポーツに対する機運も高まっていることから、体育協会などの関係団体やスポーツ推進委員との連携の下で、スポーツを通した仲間づくりや健康・体力の維持増進を図るとともに、ニュースポーツの普及に取り組むなど、各種事業への参加促進に努めます。

社会教育施設及び社会体育施設については、適正な維持管理を行い、誰もが安心して利用することができるよう環境整備に努めます。

文化交流会館については、老朽化等に伴い、施設の解体を行います。

また、旧洞爺湖町温泉中学校体育館については、少年団組織や団体利用者数の減少に伴い、全体的な体育施設の在り方などを含め、関係団体や地域の皆さまと今後の施設の有効な利活用について協議を継続します。

以上、令和2年度の主要な方針を申しあげました。

教育委員会といたしましては、このまちの優れた自然環境や生活環境を最大限に生かし、子供たちをはじめ、全ての町民の皆さまが、生き生きと学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、本町教育の充実に取り組みます。

議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 以上で、令和2年度町政執行方針について並びに教育行政執行方針についての説明を終わります。

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第7、一般質問を行います。

本日は、5番、立野議員と9番、下道議員の2名を予定しています。

初めに、5番、立野議員の質問を許します。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 5番、立野でございます。

それでは、一般質問をこれから行います。

まず初めに、このたび新型コロナウイルス感染症により、全国ではお亡くなりになられた方々も大変多くおいでです。心からご冥福を申し上げますとともに、今、感染症患者の方も、またこの家族の方も大変心配されているという状況でございますので、そうした方々にもお見舞いを申し上げたいと思います。幸い、当町での感染者の発症はありませんけれども、引き続き感染予防に取り組むことが今、求められているという現状だと思っております。

それでは、早速、一般質問に入りたいと思います。

今回、私、質問の冒頭に町民の健康と医療を守る対応についてということで、出させていただきました。

まず、その一つには、今問題となっている新型コロナウイルス感染症から町民の命と健康を守るために、この新型コロナウイルスの感染拡大に歯どめをかける洞爺湖町としての独自の対策を求めるとともに、町としても北海道や国に対する支援を強く求めるということが必要だということで、提案をさせて、質問させていただきたいと思います。

今回の新型コロナウイルスの対応のために、町が迅速に対策本部を立ち上げ、対応に奮闘されていることに、まず敬意を表したいと思います。新型コロナウイルス拡散の不安の中で、町民生活にもさまざまな混乱が生じています。鈴木知事が2月26日から3月4日までの1週間、全道の小中学校について休校とすることを各市町村教育委員会に要請しました。さらに、2月29日には、安倍首相による全国一律の小中高校、特別支援学校へ春休みに入るまでの休校要請の記者会見が行われました。この要請については、専門家からは医学的根拠に乏しく、いたずらに社会不安をあおるものであると、PCR検査や医療対応の早急な拡充など、感染防止のため、もっと別にやるべきことがあるとの批判も出されているくらいです。

それにしても、当町の町長を初め、教育委員会、教育長が道や政府の見解や要請が二転、三転する中で、その対応に追われながらも現在の状況に至っていることに、私としては一定の理解をしているところです。

しかし、春休みを含め1ヶ月の長期の休校に入ることは、保護者の仕事や子供たちの学ぶ権利、日常生活に大きな負担と混乱を招きかねないと危惧しています。

そこで、今回の一般質問では、特に子供、町民の命と、そして暮らしを守るため、町長にこれから述べる16項目の内容についての緊急の対応を求めることといたしたいと思います。

その一つは、まず臨時休校の期間について。この途中、必要な時期に再検討を行うことということですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 天野教育次長。

○教育次長（天野英樹君） 初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症対策につきまして、国や北海道からの要請などに対して、胆振教育局を通じて逐次連絡を受け、近隣市町と連携しながら歩調を合わせて対策を進めているところであり、洞爺湖町が単独で対策を進めているわけではございませんので、まずご理解をいただきたいと思います。

さて、ご質問の件につきましてでございますが、現在、対策の効果がどのようになるのか、この状況によっては再検討の場面が出てくるのではないかと、現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 洞爺湖町だけではなくて、近隣の自治体、教育委員会とも連携してという話なのですが、そもそもというか、基本的はしっかり捉える必要があると思います。1 ヶ月間子供が自宅で過ごすということに、そういう指導になるわけですが、こうなりますと本当に子供たちにもストレスがたまると思います。

特に、混乱の最大の要因は、この臨時休校の要請が学校の設置者、自治体とかそういうものが頭ごなしにされてきたこと。特に、学校保健安全法には、臨時休校というのは、設置者の責任で行うと明確に規定されているのです。ですから、例えば知事なり、あるいは首相が臨時休校しなさいというふうに言えるものではないのだということをしっかりと押さえた上で、洞爺湖町としても、知事や国の、一応その要請に基づいた休校期間を設けていますが、その途中であったとしても、状況を見てこの休校を取りやめ、学校を再開するという自主的な判断をすることができるのだと。あくまでも、それぞれの自治体の教育委員会、あるいは首長の判断によってこれができるということを改めて指摘しておきたいと思います。そういった点では、途中必要な時期に再検討を行うことは何ら問題ではないというふうに思います。

実は、そもそもが国の方針が本当にたびたび変わるのであれなのですが、例えば、文科省の通達では、2 月 25 日の段階では文科省が感染者や濃厚接触者が児童生徒に出たときの臨時休校の判断だとか、休校の期間や規模は設置者が都道府県などと相談して決めるようにしてくださいというふうに文科省の通達も出されているくらいです。このときにも、感染急拡大の危惧を前提に、一律休校とはしていないということなのですね。

その同じ日、今度は政府の基本方針。この基本方針というのがよく出てきますが、基本方針の中にも、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針というのが出ていますが、この学校等における感染対策の方針の提示及び学校などの臨時休業等の適切な実施に関して、都道府県等から設置者等に要請すると言っていますけれども、学校の臨時休校については、地方自治体などの判断に委ねておりますというふうに述べています。そのように、あくまでも学校の休校をするかどうかというのは、地元の自治体、そして教育委員会の判断によるのだというふうに言っていますし、萩生田文部科学大臣は、2 月の 28 日のときにも臨時休校を実施する期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえて設置者においてさまざまな工夫があってよいと考えておりますというふうに明確に述べています。

ところが、その次の日に、今度は 29 日、安倍首相は全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週月曜日から春休みに入るまで臨時休業を行うよう要請いたしますというふうな、首相が要請をしたわけです。

本当に、ですから、全国の感染症の状況とか自治体に合わせて、それぞれが独自に判断すべきことまで、首相権限と言ったら変でしょうけれども、要請ですから、まだ。そういうことをやっているということなので、その点はよく踏まえた上で、この途中必要な時期に再検討を行うということを、ぜひ進めていただきたいと思います。

次ですが、学校休校が続く間は共稼ぎ世帯、一人親世帯など、親が仕事で家を離れざるを得ず、なおかつ子供を家に残しておくことができない家庭については、保護者の希望に応じて登校を認めることができないかということについて質問いたします。

○議長（大西 智君） 天野教育次長。

○教育次長（天野英樹君） 気持ちは十分理解できるところではございますけれども、先ほど申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大を食い止めるため、国の要請に対して北海道より要請があり、町としまして近隣市町と連携のもと、休業期間を延長した取り組みを進めていますことから、現時点においては保護者の希望に応じて登校を見ていることは非常に難しいものと考えているところでございます。

なお、現時点での学校からの情報によりますと、学校を臨時休校としたことに対する保護者からの問い合わせはないとお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） この件についても、中でも急がれるのが一人親家庭を初め、経済的に苦しい家庭の子供たちへの支援の問題だと思います。よく夏休みなど、給食のない長期休暇明けにはやせて学校に戻ってくる子供が全国的に社会問題にもなっていますし、今回のような場合、臨時休校で登校しない期間が1カ月を超えると。子供食堂などの自粛の動きなどあれば、この臨時休校で子供の健康が損なわれる可能性もある。そういうような状況もあるだけに、低学年の子供を持つ働く親たちからは何とかならないのだろうか、実は私自身が伺っているところです。子供たちの戸惑いも広がっているし、学童保育は開所するとしていますけれども、学童保育を利用していない子供は、まだ数多くおります。そういう状況の中で、国は行政機関や民間企業に親が休みやすい環境整備を求めていますけれども、全ての人がこれによって補償される状況にはないということで、雇用が不安定な状況で働いている子供を持つ世帯にとってみますと、大変これは生活そのものにも大きな影響を及ぼすだけに、こうした家庭の子供たちをしっかりと支援するということを考えるべきだと思いますけれども、そういった点では何か今、教育委員会として、あるいは町として考えていることはあるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 天野教育次長。

○教育次長（天野英樹君） 現時点ですけれども、今、北海道教育委員会、新聞報道で出たと思いますけれども、分散登校あるいは分散登校以外に家庭の支援ということで、今、道と教育長のテレビ会議が急遽、この会議が昨日、それから一昨日、その前ですか、ありまして、検討をしているところでございます。そのような形の中で、何とか家庭の子供たちを支援す

るということでございますので、全体の一体的な、私どもも含めて、近隣含めて全道的な協議を実際にしながら進めてございますので、そのような中で、長期でございますので、いろいろな形で支援をしたいということで、それから家庭学習等につきましても、これにつきまして長くなりましたので、今、学校のほうで来週の月曜日に家庭学習用のテキスト等を一斉に送るようにということで、今、準備を進めてございますので、日々、情報が変わりますので、このような中で道、近隣市町、それから学校と連携して、早急な取り組みということで話をしながら進めているところが現状でございます。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） ちょっと追加で補足説明させていただきますけれども、実は、この臨時休校があった後に、これ1校、虻田小学校でございますけれども、虻田小学校の保護者の皆様に今回の臨時休校に対するその期間の間の子供の様子だとかいう状況についてお伺いしております。その結果一部、私どものほうにも報告をいただいておりますけれども、やはり議員がご指摘のとおり、子供たちかなりストレスがたまっているというようなお話は聞いております。また、学校に行かず家庭にいるがために、好きなゲームをする時間がどうしてもふえてしまったとか、それから間食がふえて食事量が減ったとか、それから自分で勉強することが難しくなったとか、もう一つ最後に、生活に張りがなく心配だというようなお声をいただいているところでございます。

そういった中で、今、うちの次長がご説明しましたとおり、道教委としては、分散登校ということを現在、検討をしております。この詳細な部分については、もう議員もご承知かと思うのですが、1週間の間に各学年1回ずつ、人数は少人数にして、学校に1時間登校していただくと。これは大きな目的としてあるのが、やはり子供たちの生活リズム、それからストレスの有無、それから健康状態等の把握、それと生活相談、家庭学習の状況の把握だとか、学習方法の指導、それから感染症予防に関する学習、こういったものを1時間の中で子供たちに指導していく、確認をしていくというような内容となっております。

本当にやはり、子供たち家の中で不自由な生活をしていることから、こういった分散登校については、私も必要かなというふうに思っておりますので、現在もまだ最終判断は至ってはおりませんけれども、できればなるべく早くそういった分散登校についてできるような体制を整備していきたいと。

それから、保護者の中には、分散登校をさせることは、かなり心配、危惧される方もいらっしゃるというふうに思っております。そういったところにつきましては、学校のほうから電話による子供の状況の確認だとか、それから今、家庭でお困りのことだとか、そういった個別の相談、これも承り、そしてできれば来校していただく、または家庭訪問するだとか、そういったさまざまな体制も現在検討しているところでございます。

状況は、刻々と1日1日変わってきております。その状況に対応するがために、教育委員会といたしましても、もちろん国や道の要請等もあろうかというふうに思いますが、最終的な判断は、やはり教育委員会が責任を持って判断しなければならないというふうに

思っておりますことから、子供の健康と命をやはり守るのが私たちの使命であるという、その信念に基づいて、現在もいろいろと検討実施しているところでございます。

何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 今、どうしても必要な子供については、学校への登校は今のところ難しいと、こういうお話でしたし、そのかわりとして今、検討されているのが分散登校だと。実際に不必要に表に出てはだめだとか、あるいは何人かが集まって、そしてそういう遊ぶことも含めて自粛してほしいというようなことなども出ているようですし、なかなか外に出て思い切り身体を動かすこともできないと。しかし、公園などで遊ぶ点についてはさほど問題ではないのだよという専門家の話もよく聞かれるのですよ。ですから、本当にいつも家の中に閉じこもって、例えば今、必要な学習プリントをつくってこれから配付しますよと言っても、結局子供たちに預けるだけで、あとそれを誰が見ることができるか。プリントを持たされたから、とにかくそれをやれば時間が稼げるのではないかというぐらいでしかないと思うのですよ。やはり、そういった点で言うと、自宅学習の細やかな学習資材を児童生徒に届けることだけではなくて、そういう父母の相談にも乗りながら、児童生徒の心のケアにも当たる、そういう体制もまた私は必要ではないのかなと。その分散登校、確かに学校で1時間程度登校していただく、学校に行くという行為がその普段の生活からもう1回、普通の状態に戻していく、その引き金になっていけばいいのでしょうかけれども。それにしても毎日行くわけではないですから、そしてわずか1時間ですか、という状況なので、それとあわせて、やはり父母の相談を受けながら、この心のケアも含めて取り組んで行けるような状況というのはつくっていけないのでしょうか。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 保護者の皆様からは、先ほど私が一部アンケート等でお答えになった部分についてご説明をさせていただきました。冒頭の説明の中にもお話しさせていただきましたけれども、やはりこの感染症に対して日々、いろいろな、学者もそうですし、専門家もそうですけれども、お話が出てきております。私も昨日、何か報道のほうで誰もいない広い公園だとか広場で遊ぶことに対して感染のリスクは低いよだとかということも報道発表等を通じて聞かされておるのですけれども、本当に日々いろいろな形でそういった情報が提供され、ただマスコミのほうから私どもも知り得ている情報、これはやはり嘘も多いのですよね。

そうというのは、やはりその後手後手になっているわけではないのでしょうかけれども、国や道からの情報の伝達の部分もいろいろな形があるのかと思うのですけれども、ちょっと現実におくれをとっている部分がもあるのかなと。そういったところで考えたら、今言ったような広場で遊ぶだとか、外でサッカーをするだとか、本当にストレス発散のために大事なことかなというふうには思うのですけれども、それが本当に実施をしてもいいよという最終判断、これはやはり専門家のところからの正確な情報によって、私どもも判断していかなければ

ばならないのかなというふうに思っているものですから、簡単にいいですよということもできないので、そこら辺については、まずはご理解いただきたいというふう思っております。本当に、私どもも一生懸命やらさせていただいております。これは、ご理解していただきたい。本当に子供たちを何とか守っていったって、早く平常な教育ができるよう、学校に登校できるような形に持っていきたいというふうに感じてはいるのですけれども、これだけ北海道が全国の中で突出して感染者が多いという現状を考えたときに、やはり、この学校の子供たちを守る、そのすべは今検討されているような、また、これからさらに検討するようなことも含めて、迅速な対応はしていきたいなというふうには感じているところであります。

○議長（大西 智君） 5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 今、教育長が述べられた点、本当にもっとも安全な方法でといいますか、それを今とっているのだということで、それはそれで、ですから私も一定の理解はしています。

ただ、余りにも長い期間、子供たちが家に閉じこもっているという状況というのは、決してこれはよくないし、何かしらやはり、例えば、本来なら人間の治癒力を高めていく上でも、一定の運動も必要なわけですよね。食べる物もそうですし、運動もそうです。そういう意味でももう少し考えるほかに、全国的にはいろいろな報道がありますよね、学校を休んでいる間に子供たちをいかにして、そういう環境の中で少しでも張り合いのあるといいますか、運動にしても、食事にしても工夫をしながら取り組んでいると。どちらかというと、都市部でボランティアなんかも中心になりながら、取り組んでいるとかがあって、こういう町場ではなかなかそういうところが進んでいかないというのも実態としてはあるのだろうと思うのですけれども、やはりやむにやまれずそういった取り組みも始めている町もあるようですから、ぜひ、諦めずに検討してはいただきたいと思います。

それで、今、学童保育についても、学校は休むと、しかし、学童保育はやりますよと。唯一の救いではあるのですけれども。ただ、従来、学童保育に子供が行かなくても家庭で見られる方はなるべく学童保育には来ないようにということをお願いしているようです。

ただ、これまで学童保育に登録している子供以外にも、例えば、学校が休みになってしまったということで、学童保育に行かせてほしいと思っている方もなんか聞くところによると何人かいたみたいですが。それにしても、学童保育というのは、学校が悪くて学童保育がいいというのはあり得ないですよ、環境的に。そういった点で言いますと、終日、例えば学童保育に子供が来るということになれば、当然、その対策と言いますか、職員の対応もそうですし、配置もそうですし、それから、対策もしっかりととっていかなければいけないと思うのです。その辺の対応については、どのようになっているのだろうかと。まず、職員をもう少しふやしていかないと大変だろうと。それから、衛生管理の面でも必要な資材といいますか、こういったものをしっかりやはり確保するということや、やはりそういう学童に來た子供たちも外に出て体を動かす、そういうこともされているのかなと思いますが、そういったときに、例えば学校の校庭とかそういったところなんかも使えるのかどうか。あるい

は、公園などでも自由に遊べる環境にあるのかどうか。ちょっとその辺も確認させていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 永井教育参与。

○教育参与（永井宗雄君） 学童保育の運営でございますけれども、町内各小中学校の長期的な休校措置に伴いまして、学童を利用される保護者の事情に対応するために、本日、3月の5日から通常の学童開設を行うとともに、保護者の方には感染の拡大を防ぐために学校の臨時休業中、各家庭で保育等のできる場合におきましては、当初の見合わせ等の協力要請をお願いしているところでございます。

学童施設の開設に当たりましては、緊急かつ長期的な運用となることから、現行の支援員の体制を維持して、また、必要に応じて休館する社会教育施設の職員らのサポートも考慮しながら業務の円滑な運営、感染予防の徹底、児童支援員の健康管理への配慮に努めてまいりたいと考えております。

それと、衛生確保のための資材等の支援についてでございますが、感染予防として既に支援員等のマスクの確保を行っておりまして、マスクの着用のほか通常行っている換気、手洗いについてさらに徹底した衛生面の取り組みを行ってまいります。

それと、学校体育館等の施設の開放についてでございますけれども、子供たちは施設面の生活だけでなく、健康状態を十分に確認した上で、体力の保持につながるよう体育館等の利用などを柔軟な対応を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） ここでもちょっと心配されるのは、後でお話ししますが、職員の派遣の関係でいうと、通常、学校で介護員とか支援員の方たちもいて、そして子供たちを見ていたわけですが、休校になってしまうと、そういう方々の働く場がなくなるということもあって、例えば、そういう方が今、ちょっとそのことも含めてなのかどうか今わからなかったのですが、学童保育のほうの支援ということで、そういう人たちも出向かっているのかなというふうに思ったのですが。

ひとつ、例えば、特別支援学級などに来ている子供たちが、今度学童、例えば、昼間どうしても親が見ることができない、そういう子供たちが学童保育のほうに回って生活するということも認めているかどうかということと、それから、そうなったときに、やはりこれまでの従来の介護員や支援員の方々も一緒にそういう子供を見られるような環境にあるのかどうか、もう1回そのことを確認させてください。

○議長（大西 智君） 天野教育次長。

○教育次長（天野英樹君） 先ほど永井参与が話したとおり、きょうから始まっています、基本的には、今、学童にいる指導員が主になって、今までどおりですから当然顔を知っていますので安心すると思います。それから、社会教育施設が閉館となるので、まずそこを一時的に充てているということで、支援に回ると。

さらに、今、議員が言われたように学校にいる介護員、支援員等も当然いるわけですが、校長会とのお話では、既に協力要請があれば、それはオーケーですよという話になってございますので、学童もきょうから始まっていますので、状況によって支援に回るということは、もう校長会の了解ももらっていますので、状況に応じて支援に回るということで教育委員会では考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 今、次長のほうから状況に応じてという話があったのですが、これまで学校で、例えば臨時の教員あるいは支援員や介護員、こういう方々の仕事を補償するといえますか、生活もあるわけですから、働きに行かないのに給料は払わないよということになってしまうと、結局そういう人たちにとってみると、大変な問題になってくる。

ですから、状況に応じてではなくて、そういう方々の、言わば仕事と給与とといいますか、これをきちんと補償するという意味でも、例えば学童などでそういう人たちが働けるような状況をつくっていくということが大事なのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○議長（大西 智君） 天野教育次長。

○教育次長（天野英樹君） 働くこととサラリーが当然、かかわってくるわけでございますけれども、現に国においては、新型コロナウイルス感染症にかかわり子供を看護するために仕事を休まざるを得ない方々には、休んだ場合における賃金に対する助成を行う方向でということで、報道でもご存じかと思っておりますけれども、この国の方針を注視しながら支援員や介護員の方々のみならず、役場全体の臨時の方々の問題でも当然でございますので、町の新型コロナウイルス対策本部会議の中で、十分検討してまいりたいと考えているところでございますので、即、今、その賃金を出さないとか、そういうことで判断しているわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 立野議員、ここで一旦休憩というか、昼食休憩にしたいと思います。再開は、午後 1 時からといたします。

（午前 11 時 56 分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1 時 00 分）

○議長（大西 智君） 引き続き一般質問を続けます。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） それでは、午前に続いて質問を続けます。

先ほど、最後に質問した学校休校などによる臨時職員の給与だとか支援員、介護員の仕事の補償という問題については、最後のほうで国への要望も含めて、改めてお聞きしたいと思うのですが、いずれにしても、非常にこれは雇用調整給付金の関係なのですが、非常に今の中身では不十分だということで、国への全額補償を求めた行政としての取り組みが必要だと

思っております。後でまた取り上げます。

続いて、保育所あるいは民間ですが、幼稚園とかあるいは放課後デイなどで、感染防止に関する環境改善のための物資の確保、あるいは財政支援なども必要になってきているところですが、この辺については町として何か考えがあるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 天野教育次長。

○教育次長（天野英樹君） 保育所、幼稚園、放課後デイなどに感染防止に資する環境改善のための物資の確保、この財政支援ということでございますけれども、議員もご承知のとおり、マスクやアルコール消毒液などは、公共においても手に入らない状況が続いており、これら物資の不足解消のめどは見えていない状況にあると考えてございます。放課後デイなどは、健康福祉課が担当になりますので、関係各課との連携をもとより、町の新型コロナウイルス対策本部会議の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 今、天野次長のほうから物資が買いたくても買えないという状況だということでございます。実は、きのう、臨時の教育委員会議がございまして、この点についてもいろいろと委員の皆様の方からもご心配のお声をいただいたところでございます。

ある委員の方から、マスクがないのであれば、例えば、今ある材料としてのハンカチを上手く活用して、ゴムをつけたりしてハンカチがわりにするだとかということを学校経由で保護者の皆様にお知らせしたらどうだとかというような案もありましたので、そういった情報の発信、これらにもやはり努めてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 町としても必要な物資が手に入りにくいという状況の中で、なかなか難しいとは思いますが、こういった現場でもさらに大変な声が上がってきていますので、ぜひそれに対応できるよう努力していただきたいと思うのです。

今、洞爺湖町には災害時に備えた備蓄のマスク等もあると思うのですが、私は例えば、今備蓄されている、例えばこういうマスクについては、妊婦やあるいは高リスクを抱える高齢者、また高齢者施設、こういうところに優先的に活用を図ってはいいいのではないかとこのように思うのです。ほかの情報によれば、ほかの町でもこういうふうに、特に、高齢者施設などではマスクがなかなか確保ができない。こういう状況もあって、行政が抱えているその災害用備蓄の資材等もこういうところで提供しながら、とりあえず高齢者の感染をできる予防をしようと、あるいは虚弱者の対策をしようというふうにしていますから、例えば、そういう方針に立って取り組むことも大事かと思うのですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 原健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（原 信也君） 妊婦や高齢者に対しての町が備蓄するマスクの提供の関係でございますけれども、洞爺湖町のマスクの備品ですけれども、現在、全国で医療機関においても入手できないような状況の中にあります。洞爺湖町には、感染者対策を行う職員や公共交通など感染者との接触があり得る部署の職員の感染防止や、町の委託事業で行って

いるコミュニティバスなどでの感染防止。また、万が一、公共施設で感染者が出た場合は、施設管理者が施設の消毒を行うこととなりますので、これらの方々の分を考慮いたしますと、マスクが絶対数不足することになりますので、配布できるだけの枚数の備蓄はございません。

国では、マスクを直接買い上げ、北海道へ配布するとのこと、当町でも北海道に対し、マスクの配布について要望をしておりますけれども、国が優先させる市長村へ直接配布となることから、町が新たに入手できる見通しは現在のところありません。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 非常に残念ですよね。こういう災害時において、災害時というか本当に災害時ですよね。職員や公共交通等にかかわっている職員や従事者、こういう人たちに利用を優先して、備蓄品ではあったとしてもそういった高齢者施設等に配布できるような余裕はないと、こういう説明だったと思うのです。その備蓄されていることはわかっていても、実際には、特に高リスクを抱えるそういう人たちへの支援が町としてはできないというのは、非常に残念なことだと私は思います。その点でも、やはり現状がこういう状況にあるのだということも、私たち自身もやはり認識しなければいけないし、逆に言えば、そういうことを考えたときに、備蓄の数量等も含めて、これでよかったのかどうかということを改めて後々、検証しなければいけないだろうと思います。

それから、いろいろマスクが、トイレットペーパーの材料でもあるからなんて言って、似たような材料だからということで変にでたらめな情報が流れて、マスクやトイレットペーパーやティッシュペーパーや防菌ウェットティッシュなどが品薄状態になってきているのだそうです。テレビなどでも、繰り返しこういったこと、決して、マスク自体は足りないのですけれども、だからといってトイレットペーパーやティッシュペーパーがなくなるのだよという話は間違った情報だということを繰り返し言っているわけですが、町としても、そういう町民に理性的な行動をとるよう呼びかけることは当然進めていただきたいところではありますし、町民の不安に答えるために町としても正確な情報提供に努める、そして、電話相談窓口なども立ち上げるという、既に健康センターでは受け付けを始めているようではありますけれども、自宅待機の人との相談に乗る体制の確立、特に重症化の兆しを見逃さないために一定の専門的な知識を持った人が、この病状を聞いて適切にアドバイスできるような、そういう体制も必要なのではないかと思いますがいかがですか。

○議長（大西 智君） 原健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（原 信也君） 現在、間違った情報によりまして洞爺湖町においてもマスク、トイレットペーパーなどの商品が品薄となっている状況はございます。それに伴いまして、ホームページへの掲載や今後、情報を発信する際には、冷静に対応するよう町民のほうへ促してまいりたいと思っております。

次、電話相談窓口の立ち上げの関係ですけれども、国のほうの方針によりまして、日々情報が変遷しております。町民に対しての情報提供は、混乱や不安を招かないよう今後の適切

な予防対策と関連情報については、適宜発信してまいります。

また、感染症に対する相談については、健康福祉センターで行っていますが、現在まで入っている相談件数につきましては8件ございまして、新型コロナウイルスに関する健康状態を心配する相談件数は、きょうまででゼロ件というふうになっている内容でございます。

今後も、健康福祉センターでの相談には保健師が対応いたします。保健師で正確な情報を共有して、きちんと正確な対応をしていくように努めてまいります。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 相談窓口を立ち上げたということは知っているわけですが、これ回覧などでプリントを回して周知しているはずなのでしょうけれども、意外と知らない人も結構いるのですね。直接、医療機関とかなどに問い合わせている方もいるようなのですが、件数がこのぐらいで、果たして周知された上での件数なのかどうか、ちょっとわかりませんが、いずれにしても、そういう相談を受けたときの対応としての確な相談に乗るようにしていただきたいと思うのですが、ここで問題になるのが、例えば重症化の兆しを見逃さないということで言うと、PCR検査が必要な場合も出てくるだろうと。そういうときに、当然、今は保健所を通じて、そして帰国者・接触者のセンターへつないで、そして、そういうところでの検査をすることになるわけですが、実は、この検査の体制が皆さんもご存じのように決して十分ではないと。この室蘭保健所管内でいけば、1病院施設しかやっていないと。仮に入院が必要であったとしても、非常にごくわずかのベッド数しかないと。

このような状況ですから、これでは結局検査をしたくてもできないというような状況にもなってくると思うのですね。その辺の対応については、町としてどんなふうに今、取り組もうとしていますか。

○議長（大西 智君） 原健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（原 信也君） ご質問のPCR検査の関係でございます。

現在、北海道で検査を行っている機関に関しては、北海道立衛生研究所1カ所で行っています。このほかに、札幌市立の衛生研究所がございすけれども、こちらのほうは札幌市のみの対応ということで、私ども室蘭管内では1カ所が対応しているということで認識しています。

検査の1日にできる検査件数が私どもでは、ちょっと承知しておりませんけれども、今後どれだけの需要に対応できるかも、私ども市長村のほうではわからない状況にございます。2月29日に首相の会見におきまして、検査は公的保険を適用して、医師の判断により検査を受けられるようになることから、北海道では今後、検査件数がふえることを前提に検査機器の購入、民間の検査機関への依頼などの体制が強化されていくものというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君）　そういうふうには、例えば、3月2日の国会答弁では安倍首相がかかりつけ医が必要とする場合には、全ての患者がPCR検査ができるというふうに述べておりましたけれども、翌日の3月3日の国会答弁ではPCR検査に公的医療保険が適用されても、当面は帰国者・接触者外来を持つ医療機関でしか検査を受けられず、その数は全国で844カ所に過ぎないと。室蘭管内では、先ほど説明ありましたように一つの医療機関しか検査をできない、要は、実際に検体をとって、そして検査に回すということができないのは1カ所しかない。それで、実際に検査をするところは、また違うのですね。そういうところでは、かなり大変な思いだと思いますが、実際には、ですから保険適用になったとしても、この検査のできる機関がふえるわけではないということが明らかになりました。

だから、その点では、すぐにはやるとは言っていないと首相の答弁があったそうです、首相の。すぐにやるとは言っているわけではない。これから将来に向かって、こういう方向になっていくのだという話をしているようですから、そうすると、やはりウイルス検査をめぐっては、感染が疑われる人でも、やはりなかなか検査が進まない、本来ならば感染の早期発見と拡大防止のために医師が必要と判断したら検査をできるようにするために検査体制を早く拡充することが必要だと。こういうことは、やはり行政側としても強く国に求めていくことが必要なのではないのでしょうか。

そして、もう1点お聞きしますが、国民健康保険税の滞納者で無保険者、つまり資格証明証が交付されている、そういう人には短期保険証を発行して、お金の心配なく医療機関にかかるようにすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（大西 智君）　佐藤住民課長。

○住民課長（佐藤 融君）　ただいまのご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症における国民健康保険被保険者資格証明書、いわゆる資格証明書でございますが、この方々の交付を受けている対象者の取り扱いにつきましては、本年2月28日付の厚生労働省保健局国民健康保険課長、医療課長の連名通知で、医療機関において外来を受診した際に、資格証明書等を提示した場合は、当該月の療養につきましては被保険者証とみなして取り扱う旨の通知があったところでございます。

本通知を受け、当町で資格証明書対象となっている6世帯に対しまして、その旨の通知をしたところでございます。なお、本通知の適応は3月診療分からの適応で、処方せんについても同様の取り扱いとなっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君）　5番、立野議員。

○5番（立野広志君）　今の点は、今、要は説明があったとおり、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症にかかわる帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについてということで出された文書なのですが、実は、これを受けて、今、資格証明書を交付されている家庭にそういう文書を発行したと、こういうことですから、病院に行けば保険証と見なして検査を受けることができるよということなのですが。町村によっては、感染

症を広げない、健康と命を守るという観点から、資格証明書を発行している世帯に改めて短期保険証を交付している、そうやって、どこの医療機関に行ったとしても、そういう診療が受けられるように、実はしている町もあります。

ですから、単にこのコロナウイルスかどうかわからないわけですから、実際に。もしかしたら、風邪かもしれない。しかし、そういうときも病院にかからないで悪化する場合もあり得るわけで、積極的に行政がこういう資格証明書を発行している世帯に対して、短期の保険証を交付しているというところも今、出てきております。そういった対応は、ないのですか。

○議長（大西 智君） 佐藤住民課長。

○住民課長（佐藤 融君） 資格証明書の対象世帯において、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である申し出があった場合には、保険税を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考え、緊急的な対応として、被保険者に対して短期被保険者証を交付することもできることになってございますが、今現在、洞爺湖町としては資格証明書で外来のほうをかかっていたきたいということで考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） ぜひ、私は短期保険証を発行していただければというふうに思います。

次ですね、感染拡大によって打撃を受けている中小企業や小規模事業者の問題について質問しますが、その実態を把握して融資や助成など必要とされる支援を実施するということが大変必要だと思います。また、事業者への風評被害を防ぐため、洞爺湖町としても正確な情報提供を行うことと、新型コロナウイルス問題に関しての休業補償、キャンセルや客数減などによる営業損失への財政支援措置、医療機関への財政支援などを行う、これ国などにその支援を行うよう強く働きかけることが必要だと思うのですが、先ほど、雇用の面で話をしましたけれども、実は、国は感染症の影響による事業縮小で仕事休んだ人に休業期間中の収入を補償するため売り上げが減少している事業主に対する国の支援策として、雇用調整助成金に特例が設けられました。

ところが、これは日本と中国の間の人の往来が急減することによる影響を受けた事業主が対象です、これに限定されていると。ですから、もっと対象を拡大する必要があるということなのですね。その点は、ぜひ求めたいと。新型コロナウイルスの影響を受けた事業者を対象としたこの雇用調整助成金。顧調金というふうに言われているのですが、これの拡充が必要だということです。例えば、顧調金は、売り上げや生産の減少を余儀なくされても、従業員の雇用を維持した、従業員の雇用を維持した企業への助成制度です、本来は。休ませた従業員に、賃金の6割以上支払うと。そして、休業手当などに対しては、中小企業の場合は3分の2を助成するというふうになっています。自粛要請などによって、休業手当への助成は賃金の4割程度にとどまっています。

一方で、今月2日に発表された一律休校により仕事を休んだ保護者に賃金を支払った企業に対する新たな助成金制度として、一人当たり日額8,330円を上限に10割を助成するという違いがあると。雇用保険の二事業積立金、これは1兆4,400億円もあるのですが、これなど

を活用すれば、この顧調金の助成水準を大幅に引き上げて、賃金の10割補償をすることができるといってもあります。こういったことを国に強く働きかけていただきたいということと、先ほど学童保育のことがありましたが、実は、学童保育を今回のように学校が終わってからでなくとも学校も休んでいますから、朝から晩までというふうにした場合の財政負担について、文科省はその財源の3分の1を市町村が負担をしてほしいと、こういうふうに言っているそうです。国からは、休業を、学校を休み、そして学童をやってほしいと要請しておいて、その負担は市長村が持ちなさいというのは、全く理に合わない。今回の最大の問題は、強制に近い形で行っておきながら、法的拘束力はないと言って国がこの負担を全額埋めようとしなないというところに問題があるのだと思います。その辺についての町長の、国へ働きかけていくポイントとして、この点強く申し入れていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 田所産業振興課長。

○産業振興課長（田所昭博君） 中小企業小規模事業者の、まずコロナウイルスの経済への影響なのですが、これに関しましては、1月下旬に洞爺湖町商工会と影響調査の実施について協議し、2月20日までの聞き取り調査をしました。その結果につきまして、翌日21日に商工会と対策協議を行っております。

2月20日までの聞き取りした速報値としましては、297事業所のうち、小売業・飲食業・食品加工業85事業所に調査を実施し、84事業所から回答があり、31事業所が影響を受けているとの報告を受けております。また、2月28日に北海道知事から外出を控えるような緊急事態宣言が出され、今現在も影響が拡大していると推測されますので、引き続き洞爺湖町商工会と連携を図り、現状の把握に努めてまいりたいと思います。

融資・助成制度の必要とされる支援につきましては、現段階での支援対策として、先ほど議員が言われました雇用調整助成金や北海道の融資制度などの活用についての相談窓口を洞爺湖町商工会と連携し、設置をしております。北海道においても、1月29日に新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う経営金融特別相談室を設置し、個別相談に対応している状況でございます。

雇用調整助成金の関係でございますが、昨日、もともと一般的な日中間のということでしたが、国のほうで雇用助成金の部分で拡充がありまして、雇用助成金の対象の事業主が行う感染拡大防止に資する一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業等も対象となることを明確にされております。

それと、あと助成率ですが、緊急事態宣言を発している活動の自粛を要請している地域、現時点では北海道のみとなっておりますが、3分の2から4分の5ということで正式に発表をされているところでございます。

続きまして、事業者への風評被害を防ぐためということで、町としましては個人情報の保護等を踏まえて判断をしますが、可能な限り情報を積極的に公表をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 日々、とにかくこう変わってきていますから、その対応は変わるのでしょうけれども、ただ、それにしても結局は賃金だって当然100%払うわけではない。まして、学童保育なんかも含めて運営費だって一部は地元が見なさいよというようなことになってきているわけで、それだけでも大変な負担だと思うのですよね。先ほど、後で述べますと言ったその学校での介護員や支援員等についても、町の都合によって学校が休校した。そのために働けなくなった。そうしたら、雇用主である町側から、やはりその給与補償をしますよと言ったとしても、実際に働いた賃金から比べたらかなり減りますよね。その辺の対応も含めて、今、どこの行政区も大変な財政負担をしているわけで、ここをしっかりと、やはり国のほうでも見るべきだと、しっかりとやっているとっているのですから、見てほしいということ言うべきだと思っています。

時間があれましたので、最後にこの問題で言えば、政府が25日に公表したこの新型コロナウイルス感染症対策本部の基本方針では、企業に対して職員などへの休暇の奨励、それからテレワークや時差出勤の奨励等を求めていますけれども、実際に経営体力のないこういう小さな町の中小零細業者では、労働者が休めないどころか、倒産や廃業の危機が迫っていると。既に栗山町などでは、食品会社が倒産したというニュースも流れています。政府が緊急対応策としている中小零細業者への5,000億円の緊急貸し付け、補償額の金利が通常の貸し付けと何ら変わっていないと。思い切って貸付金利を引き下げる、中小零細企業が躊躇せずに借り入れできるようにするべきですし、対応策では休業手当や賃金の一部を助成する雇用調整助成金の要件も大幅に緩和するということが必要であります。そういった点では、やはり行政としても住民への対応というだけではなくて、北海道や国への対策の強化ということも引き続き取り上げていただきたいというふうに思います。そのことを要望したいと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、私どもの町の取り組み状況につきましては、各担当課長のほうからいろいろ説明をしたわけでございますけれども、町全体として、実は北海道町村会のほうでは、2月の26日の日に北海道知事に来ていただいて、町村会の理事会の中でいろいろ町村会のほうに要望したように聞いております。私どもの北海道町村会のほうからは、個別に3名の方を指名して、そして、それぞれが意見を述べさせていただいた。

まず一つ目には、的確な情報を道のほうでしっかり出してほしい。さらには、学校が休業となると、そうすると、保護者の不安増、そして子供たちの健康状態、こういうものもしっかり捉えていかなければならない。これは、道としてもしっかり考えて、その要望を出す以上は、それらの対策もしっかり考えてもらいたい。

さらに、三つ目に、道として今後もきめ細やかな情報を提供していただきたい。そういう要望を出して、知事もそれにある程度の答弁をしていただいたようでございますけれども、

その後に、知事が首相のほうに訪問して、また全国の学校が一斉に休みの要望といいましょうか、そういうものを首相のほうで発表したということでございますが、それだけでなく、今回のこの新型コロナウイルスに関しての関係では、先ほど議員もおっしゃっていただいたように、いかにせん検査をする場所が少ない。それから、受け入れをする病床、これも少ない。これでは、日本の国は本当に守れるのかというふうなものもございまして、まずは検査機関の拡大。そして何よりも、感染拡大を防ぐ。そのためには、早くにやはり対処ワクチンの開発。それらのものを国のこととしてしっかり対策を講じてほしい。それと、今回、今の現在こういうふうな状況になって、国民生活に非常に不便をしいさせているということにつきましても、補償問題、または補助交付金、こちらのほうの対策につきましても、北海道町村会のほうより私どもも声を上げながら国のほうにしっかり対策を講じてほしいというふうな要望はしてまいりたいというふうに考えております。

特に、胆振町村会のほうとしては、それらの関係、また会合が近々あるように聞いておりますので、私どもの町の考え方、そしてそれを全道に広め、道から国のほうに要望してもらうように働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、二つ目のと言いますか、1番目の二つ目のお答えについて移ります。

これは、先だっても議会でも質問がありました。厚労省の公立公的病院への再検証要請を撤回させ、町を上げて再編要請撤回を求める運動を推進すべきではないかという立場で、質問をさせていただきたいと思います。

前段の説明は、省かないと時間がなくなりますけれども、厚労省が昨年9月26日に全国の1,455病院の4分の1に当たる公的病院の再編統合を促すために、424の病院の名前を公表しました。厚労省は、ことし1月17日にさらにリストを修正して7病院を除外し、また20病院を追加しました。これで全体として440の病院になったわけですが、追加の病院名は未公表という状態です。

いずれにしても、この厚労省の発表でことし9月末までに、それぞれ名指しされた病院は再編統合、機能移転、病床の削減などの計画を具体化するというふうになっています。北海道は、全道の公立公的病院のおよそ半数に該当する54の病院が該当して、このことが大きな混乱を呼んでいます。

町長は、当該のこの町内の病院が名指しされたことで、直接その病院の本部に伺って、病院の考え方について聞かれてきたというふうに行政報告されました。しかし、当面、病院としてはそういう計画はないというふうに言われたよということで行政報告に書いてありました。

私は、町の対応としては、それだけではだめだと。当該病院の本部に行って、どうするつもりでしょうかと聞くだけではなくて、この計画、これを発表した、あるいは推進している北海道や政府に対して、この計画は撤回してくださいと、こういう働きかけをしていかなければ

ればならない立場ではないかと思うのですね。そのことを町長としてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） この前回、協会病院の本部のほうにお邪魔して、そのお話を聞いてきたときには、行政報告をさせていただいたとおりでございます。協会病院の考え方としては、地域医療を守る組織なのだとすることを強く言っていただきました。私どももその言葉については、非常に重たいものがあるなど。私どももしっかりそれをサポートしていきたいという答弁もさせていただいたところでございます。

ただ、この厚労省の発表した以降に、実はコロナウイルスが発生したということから、日本国中のところが、今のやはり病棟を残すべきではないかという意見もあるように聞いております。

そのようなことから、機会あるごとに、そういう要望等々については強く厚労省のほうにも、私どもの町だけではなくて先ほど申しましたとおり北海道町村会、これを通じまして、北海道町村会が動くところと恐らくまた全国の町村会あるいは市長会のほうも動くようになると思いますので、私どものほうからも声を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） わかりました。時間短縮のために急ぎますけれども。

そもそものが、この地域医療構想というのが、既に北海道を中心としてつくられているわけですが、例えば、これはベッドを削減するための地域医療構想というものが打ち出されています。今の政権では、医療給付費を削減するために保険料や患者負担の負担増。それで保険外しなどの医療保険制度の改悪とともに医師養成数の削減、入院ベッド数を初めとする医療供給体制を大幅に削減しようとしています。

そのため、国は都道府県に対して、この二次医療圏ごとに2025年の入院ベッド数、例えば、それは高度急性期だったり、急性期だったり、回復期であったり、慢性期の機能別などの病院なのですが、などの地域医療構想を作成させたのです。病院に対して、毎年この4種類の機能別病床の報告を求めています。

それで、北海道、この地域で言うと、西胆振は2014年に対して2025年までに北海道全体では9,513床削減すると言っているのです。西胆振圏では、3,872床あったのですが、それを2025年までに2,826床にする。1,046床ベッドを減らすと言っているのです。それがなかなか進まないものですから、結局今回のような名指しでもって、再編整備しなさいというふうに出てきたわけですね。当然、コロナウイルスの発生などによって、この削減対象となっている病院も、先ほどの、それこそ感染症、感染症の治療を行うためのベッドを抱えている病院も幾つも入っていますから、当然こんなことをされては、さらにこの感染症対策だって進まなくなってしまうわけであります。

こういう点は、改めて指摘しなくてもおわかりのことだと思うのです。ですから、今、町として、ぜひやっていただきたいのは、市長村会や知事会あたりからも国に対してこの計画

へ撤回を求める意見が出ているようですけれども、一つは、この洞爺湖町から国への撤回要請をしっかりとやっていただきたいということ。それから、行政、病院など地域医療構想と町への影響などの住民への説明。この今の国のベッド数削減によって地域がどうなっていくのか、このことについて住民への説明を、ぜひそういう機会を設けていただきたいと。

それから、二次医療圏における地域の実体や病院の役割を明らかにして、住民の理解を広げるといような取り組みも必要かと思います。特に、協会病院はこの観光地である洞爺湖町にとって見れば、観光誘致のための一つの救急窓口もありますし、大きな役割を果たしています。地域医療だけではなくて、産業、経済にも大きな貢献をいただいていると思っています。

ですから、病院がなくなることは、町にとっては非常に深刻な状況になってしまうということを改めて強調して、町長にもその旨で取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今現在、協会病院のほうでは、使われていない病床が50床ほどあると聞いております。その関係につきましては、患者の受け入れの体制、それから医師あるいは看護師の体制がそろわないので50床、これについてはやむを得ず廃止の方向で今、検討しているというふうに聞いております。

ただ、その感染症等々の関係もありますので、そこら辺は協会病院のほうとも、今後ともまた話を協議してみなければならないかなというふうに思っておりますが、そういう病院側の都合でということになりますと、これは病棟数あるいは病床を増減することになりますと、なかなか国とはまた違う問題になってくるかなというふうにも感じております。そこら辺は、十分協議しながら必要なときには、必要な情報を町民の皆様に提供してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 今、病院の都合によってはという話もありましたけれども、厚生省がリストを発表するときには、病院ごとに実績が少ないとか、ベッド数が、結局ベッドの使用状況が少ないとかというようなことを数字的にただ見て、必要だ、必要ではないという判断をしているという問題がありますので、その辺も含めて、特に民間病院が果たしているこの地域への医療の貢献、こういったものも十分加味して、今後取り組んで行く必要があるのかなと思っています。

ということで、次、三つ目に移ります。二つ目の大きな件に移ります。

噴火の前兆対応は万全かということでお聞きしますけれども、時間もなるべく短縮しようと努力しているのですけれども、なかなか短縮できないのですけれども。

まず初めに、御嶽山の噴火教訓、そして火山防災対策の特殊性を踏まえて、活動火山対策の強化を図るために、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備を行うということで、活動火山対策特別措置法の一部が改正されました。それによって、火山防災会議の設

置が義務づけられたわけですが、当時は当町の個別の避難計画はありましたけれども、有珠火山にかかわる協議会としての避難計画は、2018年までに整備するというふうにされてきました。

そこで私、今回この質問をする大きな意図というか1番の狙いは何かといいますと、まず、噴火の前兆現象らしいものが認められたら、噴火の前兆現象らしいものですね、ものが認められたら、そのリスクを素早く的確に評価して、必要な注意、警戒警報、情報を迅速に社会に伝え、直ちに安全行動をとり、直撃を避け被害を減らすこと。そのための観測や監視体制。前兆現象の判断と情報の伝達、避難誘導などの状況について今の状況でいいのでしょうかということでお聞きしたかったわけであります。いろいろ聞きたいことはいっぱいあったのですけれども、ちょっと短縮させます。

実は、ご存じのように、岡田弘名誉教授が昨年9月、プラクティスという雑誌に投稿された原稿を見て思うのですが、岡田さんはこのように言っています。「有珠山の2000年噴火は、予知の成功例と言われているんですが、私はそうは考えていません。」と。「火山観測の予知は、いつどこでどのような噴火をどれぐらいの規模で、どのような推移でという五つの要素が欠かせません。正確な予知は困難です。」と。「何年に噴火するとの予測も当たった試しはありません。2000年噴火では、予知が成功したのではなく、私たち研究者と行政、住民、そしてマスメディアが一体となり、災害に関する知識の普及や避難情報の伝達に取り組むリスクコミュニケーションがうまくいったことです。噴火の直撃による人的被害を避けるため、山頂噴火による全方位型火砕流や山腹噴火による噴石などの危険があるエリアから噴火が始まる前に避難するリスク対応行動を促すことで、人的被害を発生させずに済んだケースだと言えます。」というふうに投稿されています。

これ、何が言いたいのかといいますと、つまり私調べてみたら、以前に2017年、有珠山噴火を想定した避難訓練が行われましたけれども、そのときのことを見ても、結局まず札幌の気象台が警戒レベル3を発表したと。その後、警戒レベル4に上がるわけですが、そのとき、3の警戒レベルに上げた段階で町としては、災害対策本部を設置して、そしてドームには合同災害対策本部を設置して、さらに、警戒レベルが4に発表され、避難指示を発表して、避難誘導のための住民避難場所が避難開始されたというふうに2017年10月3日の有珠山噴火総合防災訓練の流れです。

私が言いたいのは、札幌管区気象台が噴火警戒レベル3を発表する前に噴火の前兆は、ではこれはつかんでいなかったということ、正式な発表がないと住民の避難が開始されないということになるのだなということですよね。その点で言うと、地域防災計画を見ても、この正式な札幌管区気象台の発表以降に避難行動が開始されるのですよね。それで本当にいいのだろうか。その辺について、改めて私、検証したいと思うのですが。

○議長（大西 智君） 高橋企画防災課長。

○企画防災課長（高橋秀明君） まず、前兆現象というのがどのような方法で情報を受けて、その後どのような対応をとるかというようなことだと思うのですが、まず、議員

おっしゃられたとおり、札幌管区気象台地域火山監視・警報センターでは、24時間体制で道内各火山の活動を監視しておりまして、集約されたデータを解析し、有珠山における火山活動を総合的に評価して、そして評価結果に基づき、気象台から噴火警戒レベルが発表されることとなりますが、その前兆現象というのは、今で言う噴火警戒レベル2といのに相当するものであります。レベル2というのは体に感じない微少な地震でございますが、当該レベルの発表の前に、気象台から北海道を通じ、関係市町に連絡が来るということとなっているところでございます。

これを受けまして、関係市町では、警戒レベルに応じた避難誘導を含む防災対応を図るということとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 実は、そこが問題なのですよね。この5段階の噴火警戒レベルを設けていますよね。1段階は予報です、予報レベル1。これは、活火山であることに留意ということで、2番目が火口周辺規制。3番目が入山規制。さきほど言った訓練にときには、レベル3から始まりましたから、火口から居住地域近くまでについての入山規制になるのですね、レベル3。レベル4は、避難準備です。居住地域及びそれより火口側の住民については避難準備しなさいというふうになる。この一般的な火山帯の噴火警戒レベルは、洞爺湖町の場合、特に有珠山の場合は、これはもう突然レベル4になる、あるいはレベル5になる可能性があるのです。1977年の噴火でも、前兆地震があって32時間後でしたか、噴火が始まりました。本当に毎回の噴火で前兆地震があって、噴火までの期間というのは決まっていない。すぐに起こる可能性もある。

だから、できるだけ早く噴火の前兆をつかむ。そのために、では今の観測体制だけでいいのかと言えば、北大の有珠火山観測所も現在の職員の方も退職されるというし、常駐者が置けなくなる可能性がある。そして、気象台が確かに過去に比べれば地震計や傾斜計や空振計やさまざまな観測機械を24時間体制で見ていると言っていますが、活火山は監視しているのは有珠山だけではありません。そして、有珠山の特徴をよく熟知した方がしっかり見ていただいているかどうか私たちはわかりません。そういう意味で言うと、ここの地域の自治体、住民、そして私たち自身が噴火の前兆となるものをしっかりと理解し、早くそれをつかむということが大事だと思うのです。そういうことをやらないと、公式な気象台の発表だけを待って避難をするということは、私はやはり時期をおくらせてしまう可能性がある。行政側がしっかりと観測体制、前兆をつかむための対応策が必要だし、国やあるいは研究機関などにもそういう体制強化を求めていくということが大事なのではないのでしょうか。そういう意味で、過去の噴火の経験が、岡田先生がまとめたものがあつたのですが、御嶽山でも多くの犠牲者が出ました。あの犠牲者もどうだったかという、35年間で4回の噴火を繰り返している、100日以上地震活動がゼロだった活火山で、前回の噴火時を超える群発地震が発生した。小噴火はあり得るのですが、要は、監視現場はリスクを認識していたと。だけれども、

新たなわかりやすい警戒レベルに従ってレベル1と誤報していたと、こんなふうに言われています。平常では、社会対応は不要と、報道を进出させたのが大失敗だったというふうに言われています。ほかの噴火の火山の場合もそうですが、観測機器だけを置いて、それを眺めているだけでは、あるいは今のレベルだけを信じて判断していたのでは、本当に前兆を早くつかむことができないのではないかと。そういう意味で言うと、前兆を捉えるための私たちの努力、そして国やあるいは研究機関に対するその連携も含めて対応が必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 高橋企画防災課長。

○企画防災課長（高橋秀明君） まず、噴火警戒レベルの部分なのですが、来週の3月9日14時から噴火警戒レベルの、今まで2、3、4という単純に段階的に上がっていったのですが、それが2から3を飛ばして4に上がると、要は体を感じる地震が起きたときには、レベル4に位置づけるということで、早期の対応をするというようなことになっているところでございます。

2000年のときの噴火と比べますと、当時、観測の機器の話なのですが、当時2000年のときは気象台が2カ所で、北海道大学では7カ所に設置していたということで、有珠山周辺では19カ所の機器を配置していきまして、全体で31個の機器があるというような状態で、山を本当に細かく監視して、少しの変化でもすぐ対応できるというような状態になっているというような状況でございます。

噴火警戒レベルの設定については、まず全国でも幾つも火山があるのですが、その火山ごとに山の特徴を捉えて、火山専門家の意見で、それぞれの山ごとに設定しているというような状況でございますので、有珠山については、その有珠山の特徴を捉えた中で早く気象台のほうから連絡が来るような形で今も対応しているというような状況でございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。もう残り時間少ないのですが、冒頭、議運の委員長のほうからいろいろと申し入れがありましたので、その辺をしっかりと押さえた中で、質問をしていただければと思います。

○5番（立野広志君） はい。十分押さえたつもりです。

有珠山は、とにかく私たちは火山帯の上に住んでいるのだと、そういう認識に立たないと一般的なそのレベルでは、はかれないと。噴火してもせいぜい2キロ範囲にしか噴石が飛ばないと、2キロ範囲なら大丈夫だということと違って、もう噴火が始まったら多大な被害を受けるということは、はっきりしているわけですから。そういう意味で、有珠山の上に私たちが住んでいるのだということをやはり住民自身もよく理解していただき、また、気象台などにもそういう意味での観測・監視を徹底していただかなければならないと思うのです。

最後に、こういう意味で、やはり住民自身の防災に対する意識を高めるということで提案していますが、この北海道地域防災マスターが既に40名を超える人たちがいるのですね。こういう人たちが、やはり普段のこういう啓蒙、そしてまた防災士なども育成しながら地域ごとの今、自主防災組織も結成されようとしていますし、そういうところの中心的な役

割も果たしてもらうために、町としてもこういう防災士の育成に支援をすべきではないかと思うのですが、そのことを最後に聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋企画防災課長。

○企画防災課長（高橋秀明君） 町では、これまで自助・共助の地域防災の強化に向けて、自主防災組織の設立及び活動支援を重点的に取り組んできたというところでございますが、なかなか結成に結びついていないというのが現状でございます。町としても設立後、継続的に活動していただくために、自治会に納得していただいた中での設立を考えておりまして、各自治会の状況を考慮した上で、継続的な支援を行って設立に向けた協議を進めていただいているというようなところでございます。

その防災士の関係でございますけれども、防災士の資格取得に関しましては、取得にかかる費用が6万1,000円と高額でございます。それに加えて防災士養成研修講座というのを受講し、防災士資格取得試験に合格し、さらには、救命救急講習を受けると。これら三つの項目を終了した者が防災士認定登録申請を行って、ようやく資格が取得できるというようなものになっております。取得までにかかる費用的、時間的な負担がすごく大きなものではないかなというふうに思っております。

このような状況を踏まえまして、防災士が活躍していただく環境整備として、まずは自主防災組織の設立を促進して、その上で、自主防災組織における防災リーダーの育成を行っていかねばいけないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 3件目ありますけれども、これで終わりたいと思います。

ただ、今の答弁、よくわからなかったもので、後でまた説明ください。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（大西 智君） これで5番、立野議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を2時10分といたします。

（午後 1時56分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時10分）

○議長（大西 智君） 引き続き一般質問を続けます。

次に9番、下道議員の質問を許します。

9番、下道議員。

○9番（下道英明君） 9番、下道英明でございます。

今回の3月会議の一般質問は、新型コロナウイルス対策への町の対応、農業振興、そして人づくりやまちづくりの視点から役場職員の人材の確保と育成。この大きな三つの柱で質問

をさせていただきます。

新型コロナウイルス拡大の防止を鑑み、議運の申し合わせに従い、予定していた時間を短縮して、私の一般質問を進めてまいります。理事者には、簡潔な答弁を期するところでございます。よろしくお願いいたします。

最初に、新型コロナウイルス対策についてでございます。

昨日の新聞報道では、外出自粛に温泉街悲鳴ですとか、今は我慢のときといった見出しの記事が踊っております。まさしく本当に洞爺湖温泉、またＪＲ洞爺駅周辺は閑古鳥が鳴いているところでございます。経済的視点からのこの対策につきましては、６番議員、また１１番議員から通告されておりますので、こちらのほうには触れません。また、先ほど５番議員のほうからコロナ対策、特に教育分野についても主に論じられておりますので、別な視点からお伺いをさせていただきます。

まず、道内の新型コロナウイルスが発生してからの町民への情報発信と住民への予防啓発をどのように行ってきたか。いわゆる情報発信と予防啓発のこの点について、お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 原健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（原 信也君） コロナウイルスが発生してからどのように情報発信と啓発を行ってきたかというご質問でございます。

新型コロナウイルスの情報発信や予防啓発につきましては、１月２４日に洞爺湖町ホームページで注意喚起と予防策を掲載し、情報が更新された場合には逐次内容を更新しているところでございます。

また、２月の１０日に回覧により北海道の注意喚起のお知らせと手洗いなどの予防策を周知し、２月２７日には感染予防と拡大防止のため、自治会の協力を得まして、各戸配布により周知いたしましたところでございます。

なお、情報発信と啓発に留意した点につきましては、正しい情報の発信と感染しないよう日常心がける予防策の掲載を心がけているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ９番、下道議員。

○９番（下道英明君） 今、センター長からありましたように回覧のほうで感染症の予防と感染の拡大防止ということで、このような形で回覧が出てきているので、やはり先ほど来、５番議員のほうから質疑がありましたけれども、本当に情報が日々動いている状況でございますので、１番大事なことは、やはり持っている情報を共有し合うということが大事だと思うのですが。先般、２月２６日に新型コロナウイルス対策本部というものを町内でも設置されたところですが、町民への今後の対応方針をくどうですけれども、今一度お示しをしていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 原健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（原 信也君） 今後の対応方針についてでございます。

洞爺湖町では、新型コロナウイルスの対応に関しまして、2月4日に部課長会議、2月21日に新型コロナウイルス対策会議を開催しまして、町民への情報提供などについて協議してまいりましたが、胆振管内から感染者が出たことから、2月26日に洞爺湖町新型コロナウイルス対策本部会議を設置したところでございます。

対策本部の今後の対応方針ですけれども、平成26年に新型インフルエンザの行動計画を参考といたしまして、対応や対策を行うこととなりますけれども、基本となるのは、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民の生活に及ぼす影響が最小となるよう正しい情報を町民に提供することとなります。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、下道議員。

○9番（下道英明君） 対応については、理解したところでございます。特に、今回、一般質問でも傍聴のほう禁止をしてインターネットのほうを見ていらっしゃるということで、今この質疑応答をお茶の間で見られている方も、町としてもこのような形で情報共有しているということを、また議会も同じく情報共有しているということをご理解いただきたいと思います。

先般、北海道においても、緊急事態宣言がなされました。この事案というのは、本当に日々状況が動いているところでございます。町民の皆さんの安全・安心の確保に向け、観光地を抱える洞爺湖町が何としても感染拡大防止へ努めていただきますので、今回の傍聴席等の禁止等も町民の皆様にはご理解いただきたいと思います。

続きまして、2番目のテーマに早速ですが入らせていただきます。

ことし1月に発効した日米貿易協定により、海外農産品がじわり市場を圧迫し、その影響が長期に及ぶことが考えられます。このことは、先ほどの、午前中の町長の町政執行方針でも言及されているところでございます。

そこで、本町の基幹産業である農業において、農業者の高齢化、後継者不足による農業従事者の減少、遊休農地や荒廃農地の問題などを踏まえて、令和の時代の洞爺湖町における農業振興についてを伺ってまいりたいと思います。本来ですと、通告順に従いまして細かくお伺いしていくところでございますが、今回はこのような特別な形の議会でございますので、ある程度テーマを絞ってお伺いをさせていただきます。

第1点目でございます。ことし1月に発効しました日米貿易協定が、またさらには環太平洋連携協定、いわゆるP P P、そして欧州連合（E U）との経済連携協定（E P A）に続き、昨年は、この三つの大型協定が立て続けに動きだしたところでございます。まさしく北海道は、強大な自由貿易の渦の中にいるといったところでございます。

この洞爺湖町は、このP P P 11、E U P Aによって影響を最も受ける地域の一つだと思うのですが、将来の洞爺湖町農業の姿をどのように考えているのか、時間の都合上ありますが、端的にお伺いをさせていただきます。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君）　まず、自由貿易協定に係る影響額に関してでございます。北海道が昨年11月に日米貿易協定による北海道への影響についてを発表しておりますが、農林水産省が発表しました影響額の算出方法に即しまして、影響額を試算したものでございます。

北海道の影響額は、米を初めといたしまして、農畜産物13品目で235億円から371億円が減少されると発表されております。また、T P P 11の影響額を合わせると、総額352億円から518億円の生産が減少されると試算されております。

当町におきましても、影響される品目といたしまして、米、小麦、ビート、でん粉、小豆、牛肉、牛乳や乳製品などが予想され、その影響額は相当な長期に及ぶと考えられています。国におきまして、各種農業対策が検討されておりますので、J Aとうや湖と連携を密にして農業者への情報提供に努めてまいりたいと考えてございます。

また、国内での有利販売と今後の海外輸出に向けまして、北海道が認証する「Y es ! clean」表示認証の取得や「エコファーマー」の取得をしてございます。認証の裏づけとして、農産物の農業生産工程管理を行います国際的な「グローバルG A P」の認証を取得してございます。この双方の認証を維持することにより、産地として消費者や取引先に対しまして信頼を確保し、他産地との差別化を図る取り組みを続けてございます。その基本となる土づくりに重要な土壌分析を行いまして、農産物の品質の向上と販路拡大につながり、農業経営の安定が図られるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西　智君）　9番、下道議員。

○9番（下道英明君）　今、特に北海道の影響額ということで農産物13品目、また当町における品目について述べていただきましたけれども、先般、所管の事務調査の中でもJ Aと連携をとりながら情報共有をしたところですのでけれども、きょうはデータ的には出てこないのですけれども、ぜひ、少し時間がかかるとは思いますが、これからの課題として洞爺湖町自体のやはり被害額と予想されることを、これからの中でやはり推移を今後とも課としてお示しいただきたいと思いますので、これは要望としてお伝えさせていただきます。

今、洞爺湖町の農家戸数の現状というのは、事前に農業委員会の資料をいただきまして、その中で来ると、農家数というのは平成20年度が216戸、そしてうち法人は9戸。また平成30年度は159戸で、うち法人が9戸という形になっております。10年間で57戸が減少していると。また、農業者数も平成20年は531人。また平成30年は408人と。これもまた10年間で123人も減少しているところです。洞爺の高台地区と下台地区では当然、状況や環境が違いますけれども、やはり農家の担い手としての現状と課題はどうなっているのかということなのです。

特に、農家の方というのは、三つの種類というか、ジャンルに分かれているということで、農家の跡継ぎの方は、いわゆる新規農営農業就農者。そして今度、農業法人等に雇用されている方は新規雇用就農者と言われて、また、土地や資金を独自に調達して新たに農業参入してくる新規農業参入者に区別されているようですが、やはりこの農業経営の法人化に向けた

取り組みというのは、将来大変大事になってくると思うのですが、この点も踏まえまして、認定と農地面積などのいわゆる集積率の現状というのを伺いいたします。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） 地域農業の担い手であります認定農営者の関係でございます。

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示されました農業経営の目標に向けて、みずからの創意工夫に基づきまして、農業経営の改善を進めようとする計画を市長村が認定する制度でございます。国はこれらの認定を受けた農業者に対しまして、各種政策が重点的に支援を講じることとなっております。

現在、洞爺湖町で認定されました認定農業者は83戸であります。認定はされておきませんが、認定農業者の目標に到達されていると推定される農業者を加えますと101戸となります。全農家戸数の153戸の66%となります。認定農業者等が耕作している農地面積は2,278ヘクタールで、耕地面積の2,550ヘクタールから見ると、農地の集積率は89.3%になります。北海道全体におきましては、担い手への農地の集積率は90.6%となっておりますが、全道的にも当町は農地の集積率は高い地域となっております。

しかし、高齢化によりまして農家戸数が減少している現状で、経営規模の拡大が必要となり、地域の中心的形態であります認定農業者に円滑に集積、集約化することが課題となっている現状でございます。農業経営の大半を占めます家族経営の規模拡大の限界感から、農地の受け手不足が懸念されるため、議員がおっしゃられます農業経営の法人化に向けた取り組みについても検討する必要があると考えてございますので、今後、研修会等についても開催してまいりたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） 9番、下道議員。

○9番（下道英明君） 今、説明のほうを受けまして、特に高齢化による農家戸数が減少していった場合、やはり経営規模の拡大が必要になってくるし、当然それには円滑な集積、集約化ということなのですけれども、ちょうど去年の10月に私、洞爺地区の若手農業者と一緒に四国の三豊に行きまして、財田の太鼓台調査をかつぐということで行かせていただきました。ちょうどこれ、私が行ったのはこれで2回目なのですけれども、この行程の中で十何名なのですが、若手の、今回は、去年はちょうど若手の農業者の方、また後継者の方とご一緒させていただきました、まず3泊4日だったのですが、彼らの目線が非常に真摯で、太鼓台調査をかつぐのですけれども、その中でいろいろな洞爺湖町の農業について語らう時間があったものですから、非常に有意義な時間を過ごさせていただきました。

特に、彼らの目線からやはり農業の現状と課題について少し学ばせていただきました。大変本当に熱心に農業の現状と将来について真剣に考えて、農業を誰がどのように営んでいくか明確にイメージしていることを感じました。

また、農業政策の根幹というのは、やはり自発的な取り組みに基礎を置いたものであるべきであり、また、いかにやる気のある、あるいは関心がある人と農業を結びつけることが肝心だと感じたところです。

また、昨年の11月には胆振の町議会が東と西とで集まりまして、七つの町の議会が毎年研修しているのですけれども、その中で、そのテーマというのが「スマート農業の展開を」と題してロボットトラクター、自動運転田植機、農業用ドローン、そして農業用アシストシートなどの解説がありました。

また、農業分野におけるいわゆるICT、そしてロボット技術の進歩ということで、大変その進捗状況、そしてまた実際に研究段階ではなくて、もう既に実用されていくと、そういった面で非常に感じたところです。

特に、AIの活用例なんか見てみますと、AIを活用して畑の画像診断ですとか、あるいは病虫害被害を最小化する技術、そして施設野菜収穫ロボット技術など、さまざまな革新的なものが出ていて、本当に北海道でやっているのだなということを実感して驚いたところなのですけれども。

そのような中で、農業のさまざまな課題解決の一里塚として、この法人化というのも一つですけれども、さらにまた、農業新技術を学ぶ機会というのを今回、昨年ご一緒した若手農業者、あるいは後継者の人たちにも多くの機会の中で学んでいただきたいなど。そしてまた、その就農意欲の高い人材の掘り起こしもそのようなITだとか、あるいは先端の農業の実情を知ることによって、人材を集め掘り起こして、洞爺湖町の農業の裾野を広げていくということが大事だと思うのですけれども。そういう中で、若手農業者の現状と拡充への当町の取り組みをお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） 当町におけます農業後継者の就農の状況でございます。

平成19年度以降についてご紹介をさせていただきます。

学卒で就農された方が13名でございます。Uターンによる就農が14名。新規就農による就農が1名の28名となっております。本年、令和2年度におきましても、1名の方が学卒による就農を予定されているところでございます。後継者のいる農業者の方々は、経営規模の拡大が意欲的に実施されております。そのため、新たな機械の購入や更新など経営規模拡大による機械の大型化が進んでいるところでございます。

当町の取り組みといたしましては、農業後継者に対しまして、毎年講習会を開催しているところでございます。昨年におきましては、JAとうや湖が取り組んでおりますクリーン農業に必要な栽培履歴の記帳をスマートフォンやタブレット端末を活用した営農支援システムのご紹介をさせていただいているところでございます。

また、GPS機能付トラクターや収穫機械などについては、経験の少ない後継者の作業技術を補助するシステムとして期待をしているところでございますし、経営規模拡大や生産コスト低減、作業負担の軽減の対策に期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、下道議員。

○9番（下道英明君） 今、いろいろ細かい形で、特にスマートフォンやタブレット等端末

を活用したということで、特にスマートフォンとかタブレットというのは、Wi-Fiを使いながらそういった意味で管理していくというところで。ただ、Wi-Fiを通じるインフラが、なかなか高台のほうにはないということがありますので、いろいろな、今回も去年ちょうど一緒に行ったときに、Wi-Fiについてちらっとお話があったので、せっかくそういったアプリがあったり、農業のアグリカルチャーアプリというのですか、その中で、使いたいものだけでも、Wi-Fiを飛ばしていけないという形があるので、やはりそういった点では、今後、町でできることとできないことがはっきりあると思うのですが、やはりJAとの連携の中で、ぜひ、そういう意欲的な後継者に対してそういったアプローチをしながら、また就農を本当に、こう興味を持っている人たちにもアプローチを仕掛けていくということが、やはり農業の後継者の安定化につながっていくと思いますので、ぜひ、若手農業者への学び機会を、JAとうや湖とも連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

時間の都合上、農業振興と農業経営資金補助のメニューについては、こちらのほうは割愛をさせていただきます。

次に進ませていただきます。

最後の質問になります。地方自治を取り巻く行政環境は、地方分権の進展やさまざまな制度改革により、大変厳しい状況へと変化しております。そのような中で、行政に対する町民要望は高度化、多様化しています。

そこで、効率的な行政運営が求められる中で、洞爺湖町の将来を担う職員は少ない人員で的確に対応していかなければいけません。これまで以上に、行政をしっかりと運営していかなければなりません。この視点で人材の育成、またどのような人材を求め職員像を目指していくのかを伺いさせていただきます。

まず、最初に、この過去3年間の退職者や定年退職者の推移を教えてください。

○議長（大西 智君） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木清志君） 過去3年とこれから3年の定年退職者等のお話をさせていただきます。

平成29年度ですけれども、定年2、自己都合4、合わせて6名でございます。平成30年度、定年3、自己都合4、計7名。今年度でございますけれども、定年8、自己都合12、合わせて20名。次年度以降、令和2年度ですけれども、まだ自己都合がございませんので、定年2、令和3年度も定年2、令和4年度は定年3という数字でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 9番、下道議員。

○9番（下道英明君） 今、部長のほうからありましたように、直近で行くと平均6名とか7名とかで。今年度は20名ということで、特に今回、最後の議会という形でなる先輩、ちょうど私より1級先輩なんですけれども、先輩の皆さんが大量にいなくなってしまうということで、議会も本当に変わってしまうのかなと、この議事堂が変わってしまうのかなと思うんですけれども。若干、ことし20名ということで、通常と比べればちょっと自己都合が多いの

かなと思うのですが、これはどんな要因があるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木清志君） これはご本人の一身上の都合という形でございまして、詳細についてはお答えできませんけれども、主なものとしたしまして、ご結婚による退職、他町村への転出、またはご家族の病気、ご本人の体調不良等によるものでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 9 番、下道議員。

○9 番（下道英明君） 寿退社、あるいは今一番問題になっている介護の問題ですとか、いろいろあると思うのですが、近年、全国の市長村でいわゆる心の病から休職するという方、あるいは退職するなど、職員の健康管理への取り組みが全国の中で、これは自治体に限らず、あと企業も非常に多いのですけれども。もっと言えば、教育関係は、もうかなりいらっしやいますし、そういった面で、その際の問題把握の状況と復職への対策について、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

○議長（大西 智君） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木清志君） 今、議員がおっしゃりますように職員の健康面についてでございますけれども、まず庁内に衛生委員会というものがございまして、職員の健康管理の確認、また庁内によります指定産業医によります職場の点検、健康診断による面接、これらの問題について、また内科検診の総合検診による結果、ストレスチェックによる職場のストレス度合い、高ストレス者に対します窓口の紹介、問題把握等に努めているところでございます。

また、残念なことに心の病が発生した場合に、スムーズに職場に復帰できるようなことで、心の健康づくり計画を作成しておりまして、計画に基づきご本人、医師、家族、これらと連携し、復職に向け準備を進めているところでございます。少しでも安心して職場に復帰できるように取り組んでいるところでございます。

また、発生する前に、近年大変人気のある研修がございまして、労働環境の変化や複雑化する人間関係など労働者の環境変化の適応能力を向上させるということで、新たにレジリエンスというのですけれども、さまざまな環境、状況に対しても適応する生き延びる力を養うという研修が最近、民間労働会社でも取り組まれております。私どもも、これらの研修を取り入れ、心の病にかかる職員を1人でも減らしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 9 番、下道議員。

○9 番（下道英明君） 今、衛生委員会等ということと、あと心の健康づくりの計画ということで、その中で取り組んでいるということですので、ぜひ、非常にこの役場だけではなくて、一般企業、特に一般企業がそうなのですけれども、競争社会の中で非常にそういった心が折れていく方もいらっしやいますので、そういったものも部長が今言ったような民間のそ

ういった新しい何かスケジュールというか、その啓発的なもの、心のケアするもの、そういったものも活用しながら、ぜひ対応していただきたいと思いますけれども。

改めて、どのような人材を求めて、またどのように人材を育成して、どのような職員像を描いていくのかということも合わせてお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 本当に住民ニーズは多様化して、複雑化してきてございます。そういう中で、職員も本当に少なくなっていく中で、行政サービスをしっかりと維持向上させていくというのは、本当に今、厳しい状況にあるのかなというふうに私どもも理解しているところでございます。職員が働きがいを持って、健康で過ごせる職場の環境づくりというのが、まず大切だろうなというふうに前提として思っております。そういう意味では、今、定員管理を見据えながら実施してございますけれども、その辺は少し柔軟に考えていってもいいのかなと、個人的にはちょっと思っているところでございます。

私どもとしましては、求める人材、それからどのような職員像ということでございますけれども、当然、スペシャリストであることも必要なのですけれども、本当に分野によってはそういうことが本当に求められると思います。また、一般職に関しては、やはりオールマイティな職員というのを育てていきたいなというふうに思っております。若い人につきましては、さまざまな部署を経験し、経験を積んでいただいて能力をどんどんどんどん高めていってもらいたいなというふうに思っております。また、中堅の職員につきましては、事務能力をしっかりと高めるとともに、政策能力であったり、リーダーシップ等もしっかりと身につけてほしいなというふうに思っております。さらには、管理職。管理職につきましては、経営能力をもっともっと高めて、町内全体を見渡せるような能力を持っていただきたいなと。

そういうことから今、さまざまな研修も進めているのですが、職員の人材育成基本方針というのを平成22年に定めてございます。そこで求める人材像としましては、一つがチャレンジする職員。二つ目がプロフェッショナルな職員。経営力のある職員。それから、説明責任を担う職員。この4点を目指しまして、人事評価制度であったり、職員研修などを通して職員の育成を図っているところでございます。

また、昨年12月には、洞爺湖町職員の人事施策に関する基本方針を定めてございまして、この中で、今、申し上げましたあるべき姿としての方向性を示したところであり、今後は、この基本方針との整合性を図りつつ、人材の確保と育成に努めてまいりたいと思っております。

○議長（大西 智君） 9番、下道議員。

○9番（下道英明君） 今、副町長のほうからもありました求める人材ということで、チャレンジする職員、プロフェッショナルな職員、経営力のある職員、説明責任を担う職員という形でこの4点、これが大きな柱ですよということだと思うのですけれども。

特に、本年度は幹部職員の退職者が非常に多い年になりました。本当に永年、一生懸命町

政に携わっていただいて、また引き続き携わっていただきたいと思いますけれども。この行政経験の継承という側面で、また人材確保という観点から、やはり再任用の能力活用について最後に言及をさせていただきます。

再任用の方は、永年の勤務により行政に関する知識や経験が大変豊かでございます。現役職員の持つ情報やスキル等、再任用職員の方がもつ能力、特に相談業務ですとか、あるいは町民の皆さん、さまざまな方がいらっしゃいますけれども、そういったお困り、言葉を変えれば苦情処理というのですか、こういったものの対人能力の継承ですとか、事業開始の経緯や事業開始、特にこれはやはり引き継いでいくものですから、私も例えば10年前の事業を行ったことについて、今幹部の人は知っている人と知らない人がいると、ただそれが、引き継ぎ事項の中でやはりつながっていかねばいけないと思うのですが、中央では、その処理自体がなくなってしまう場合もありますけれども、そうではなくて、やはりこのつながっていくということが非常に大事になってくると思うのですけれども。そういった事業開始の経緯や特異な事象への対応など、互いに共有されていくかどうかという、そういった面で次世代職員のためにも今後の再任用職員の能力活用ということに対する見識をお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤秀男君） 平成25年度から再任用職員制度というのを実施してきてございます。特に、この3月で8名の職員が定年退職になるというふうになってございます。いずれの方も、本当に私どもの町の幹部職員として町政を支えてきていただいております。このうち、7名の方が再任用職員として残っていただけるということで、さらに、昨年度からいますもう1人、再任用を継続していただけるということになってございますので、令和2年度につきましては、再任用8名という体制で動き出すという形になってございます。

特に、令和2年度につきましては、3月での退職数が20名ということで、非常に多かったこともありまして、新採用の職員が非常に多くなってございます。町の行政業務につきまして、安定した継続を進めていく。そのためには、さまざまな業務において再任用職員の皆様のその知識や経験でサポートしてもらうということが非常に大切なというふうに思っております。また、新人等の若い職員の指導にも力を発揮してもらえるとというふうに期待しているところでございます。

今後につきましては、昨年12月に策定しました洞爺湖町職員の人事施策に関する基本方針に基づきまして、再任用職員や今後予定されています定年延長、これらも含めまして職員の働き場の確保や処遇などの基本的な考え方等を策定し、有効にこの制度を活用して行きたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 9番、下道議員。

○9番（下道英明君） わかりました。団塊の世代の定年退職以降、職員構成がどんどん若返ってきているところでございます。特にことは、今回は新規採用がふえると今、副町長からありましたけれども、若手職員が確実に力をつけていくことが今後の行政運営において

必要不可欠であると考えます。業務の理解や職場環境への早期適応等を図るため、新規採用職員の育成、そしてまた若手職員の人材育成として異なる分野のいわゆるジョブローテーションというのですか、そういったものの推進。そして、再任用職員の指導育成能力を、またコミュニケーション能力を十分生かしていただきたいと思います。特に、今回退職して再任用される7名の皆様に置かれましては、今以上に4月以降も一生懸命働いていただくことをお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

本日は、ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで9番下道議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 2時48分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員